



「自然」と「都市」がふれあう
美しいまち いんざい

みんなのでつくる

印西市景観計画ガイドライン



INZAI

目 次

1 目的と構成	1
(1) ガイドラインの目的	1
(2) ガイドラインの構成と使い方	2
2 届出対象行為	3
(1) 景観計画区域の区分	3
(2) 届出対象行為	5
3 景観形成基準	7
(1) 共通基準	7
(2) 行為別基準	10
建築物の建築等（一般地区）	10
■ 配置・規模	11
■ 形態意匠	13
■ 形態意匠一色彩	15
■ 外構（塀・柵、緑化、付属施設等）	17
工作物の建設等（一般地区）	19
■ 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄塔、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設等	20
■ 擁壁、塀、柵その他これに類するもの	21
■ 太陽光発電施設	22
開発行為（一般地区）	23
屋外おける土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（一般地区）	25
木竹の伐採（一般地区）	27
建築物の建築等（国道464号沿道地区）	28
■ 配置・規模	29
■ 形態意匠	31
■ 形態意匠一色彩	33
■ 外構（塀・柵、緑化、付属施設等）	35
工作物の建設等（国道464号沿道地区）	37
■ 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄塔、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設等	38
■ 擁壁、塀、柵その他これに類するもの	39
■ 太陽光発電施設	40
開発行為（国道464号沿道地区）	41
屋外おける土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国道464号沿道地区）	43
木竹の伐採（国道464号沿道地区）	45
屋外広告物	46
4 参考資料	49
色彩基準に係る参考資料	49

1 目的と構成

(1) ガイドラインの目的

印西市は、印西らしい良好な景観の形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するとともに、市民や事業者などの主体が、協力・連携して良好な景観の形成に取り組むために、印西市景観計画を策定しています。

印西市景観計画では、市全域を景観計画区域として定め、「みんなでつくる『自然』と『都市』がふれあう 美しいまち いんざい」を景観形成の基本目標とし、良好な景観の形成を図るため景観形成の誘導を行うこととしています。

景観形成の基本目標

**みんなでつくる
『自然』と『都市』がふれあう
美しいまち いんざい**
～水・里山・歴史につつまれ 美しくすみ続けたいまちへ～

景観計画区域は、地域の特性に応じた景観形成を誘導するため「一般地区」と「国道464号沿道地区」に区分しています。

●一般地区

本地区は、市域全域を対象とした国道464号沿道地区を除く区域です。

●国道464号沿道地区

本地区は、地域を代表する広域的な景観軸を形成している国道464号沿道の区域です。本地区は、市内外から多くの来訪者もあり、本市の顔やシンボルとなる景観形成を先導していくことを目指した地区として位置づけています。

この景観計画ガイドライン（以下、ガイドライン）は、みなさんが事業を計画するうえで、景観形成基準を確認するとともに、良好な景観の形成の手がかりになることを目的としています。

事業の計画を行う前のできるだけ早い段階から、計画地や周辺の景観特性を把握し、一般地区又は国道464号沿道地区において良好な景観の形成のために、このガイドラインを活用してください。

(2) ガイドラインの構成と使い方

景観計画では、事業者が一定規模の届出対象行為を行う場合は、届出を行い景観形成基準に基づき景観形成の誘導を受けることとしています。本ガイドラインは、以下の構成でまとめられており、景観計画に定める景観形成基準等の解説を行うものです。対象行為の計画や設計等において活用し、良好な景観形成に努めてください。

なお、届出対象行為に該当しない行為においても、良好な景観の形成に努めるものとします。

1 目的と構成

- 本ガイドラインの目的と景観計画の基本目標を記載しています。印西市が目指す景観まちづくりの目標像を理解してください。

P1

2 届出対象行為

- 行為の場所が「一般地区」又は「国道464号沿道地区」なのかを確認し、地区ごとに届出対象行為を確認してください。

P3

3 景観形成基準

(1) 共通基準

- 行為を行う場所にかかわる景観ゾーンや景観軸、景観拠点における共通の方針と配慮事項です。これらを踏まえ良好な景観形成に努めてください。

P7

(2) 行為別基準

- 行為に応じて、一般地区又は国道464号沿道地区の景観ゾーンや景観軸、景観拠点の景観形成基準に適合するよう努めてください。

P10

一般地区

- 一般地区は、市域全域を対象とし国道464号沿道地区を除く景観ゾーンや景観軸、景観拠点が対象です。

国道464号沿道地区

- 国道464号沿道地区の景観ゾーンや景観軸、景観拠点が対象です。

建築物の建築等

P10

P28

工作物の建設等

P19

P37

開発行為

P23

P41

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

P25

P43

木竹の伐採

P27

P45

屋外広告物

P46

2 届出対象行為

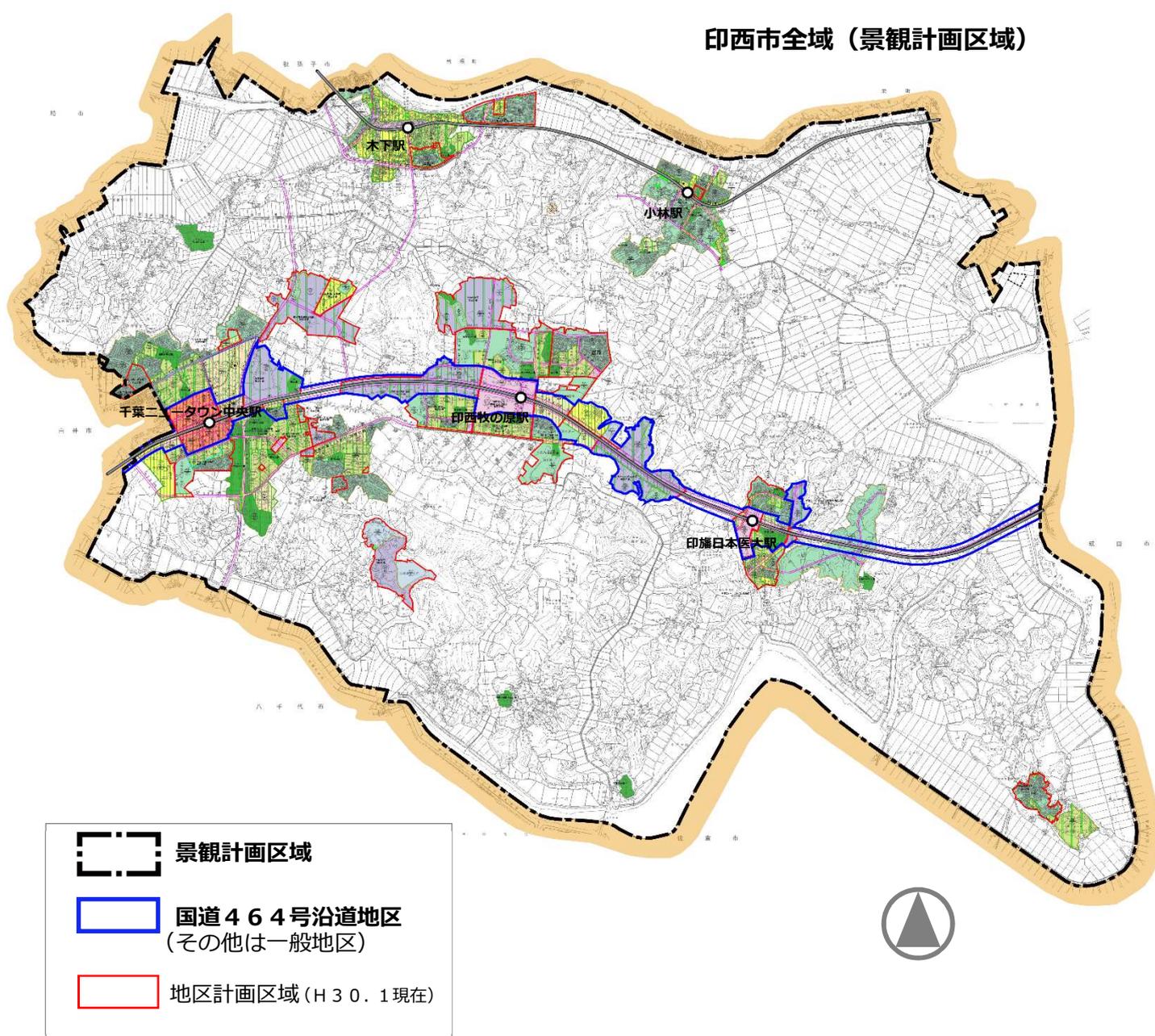
(1) 景観計画区域の区分

地域の特性に応じた景観の形成を誘導するために、景観計画区域を区分しています。

地域を代表する広域的な景観軸を形成しており、内外からも多くの来訪者がある国道464号沿道において本市の顔やシンボルとなる景観形成を先導していくことを目指した地区を「国道464号沿道地区」とし、その他の区域を「一般地区」として設定しています。

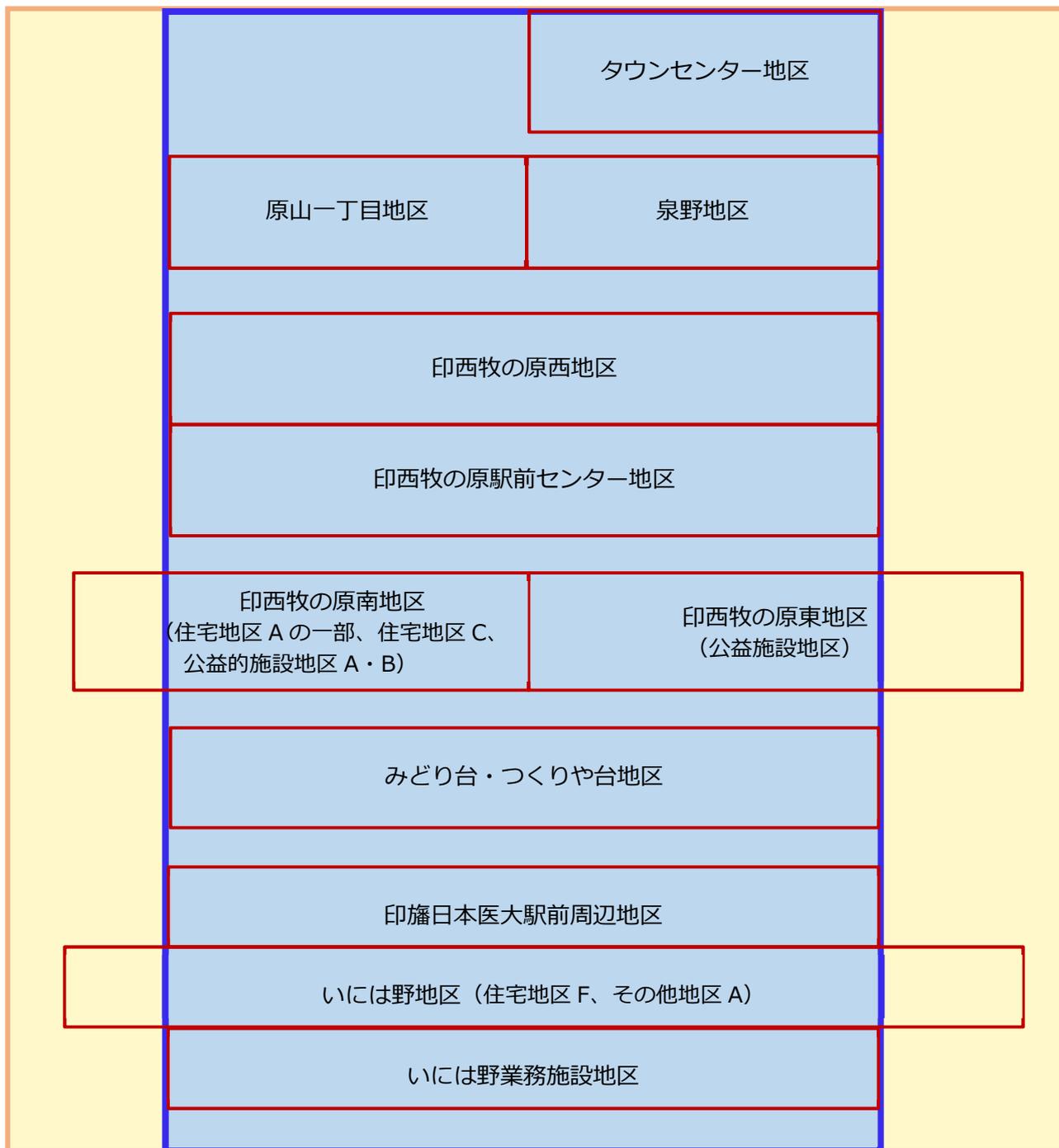
また、地域の住民等が合意形成により景観まちづくりを進める地区については、景観条例に基づき、景観まちづくり重点地区として指定し、合意形成により地区ごとに行為の制限に関する事項を定めることができるものとしています。

■ 景観計画区域の区分（一般地区と国道464号沿道地区）



●国道464号沿道地区と地区計画区域の関係

国道464号沿道地区は、国道464号の周辺の地区計画区域を東西に結ぶように位置づけています。これらの地区計画区域では、地区計画と景観形成基準を一体的に運用するものとします。



(2) 届出対象行為

景観計画区域内において、以下に定める行為を行う場合は、景観法第16条第1項及び景観条例に基づき、市長への届出が必要となります。

■ 届出対象行為

届出対象行為	届出対象規模		
	一般地区	国道464号沿道地区	
建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの 又は延べ面積500㎡ 以上のもの	戸建住宅を除くすべてのもの	
工作物の建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(※2) ● 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ● 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ● 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの 	高さ13mを超えるもの 又は築造面積500㎡ 以上のもの	高さ10mを超えるもの 又は築造面積250㎡ 以上のもの
	擁壁、塀、柵その他これらに類するもの	高さ2mを超えるもの かつ長さ30mを超えるもの	高さ2mを超えるもの かつ長さ30mを超えるもの
	太陽光発電施設(※3)	区域面積500㎡以上のもの	区域面積500㎡以上のもの
開発行為	区域面積500㎡以上のもの	区域面積500㎡以上のもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区域面積500㎡以上のもの 又は堆積の高さ2mを超えるもの	区域面積500㎡以上のもの 又は堆積の高さ2mを超えるもの	
木竹の伐採	区域面積500㎡以上のもの	区域面積500㎡以上のもの	

※1 鉄道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

※2 電気供給又は有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(これらの支持物を含む)を除く。

※3 同一敷地若しくは一回の土地等に太陽光発電設備等を設置するものであって、建築物の屋上等に設置するものを除く。

● 色彩の変更について

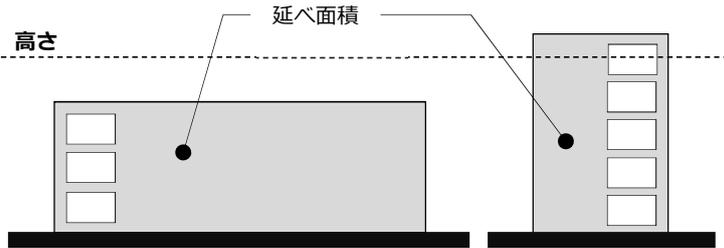
建築物の建築等及び工作物の建設等における色彩の変更は、まったく異なる色彩に塗り替える行為だけでなく、経年変化により変色してしまったものを建築当初の色彩に塗り直す行為を含むものとします。

■届出対象規模の図解

< >内は国道464号沿道地区を示す

●建築物の建築等

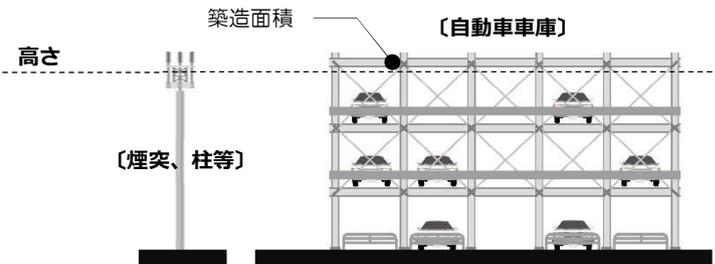
高さ13m超
又は延べ面積500㎡以上
〈戸建住宅を除くすべてのもの〉



●工作物の建設等

高さ13<10>m超
又は築造面積500<250>㎡以上

- ・煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの



〔太陽光発電施設〕

区域面積 ⇒ 太陽光発電施設のモジュール等の総面積



高さ2m超かつ長さ30m超
（共通）

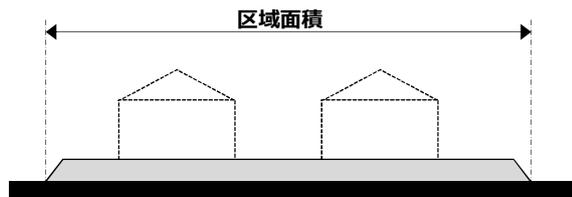
- ・擁壁、塀、柵その他これらに類するもの

区域面積500㎡（共通）

- ・太陽光発電施設

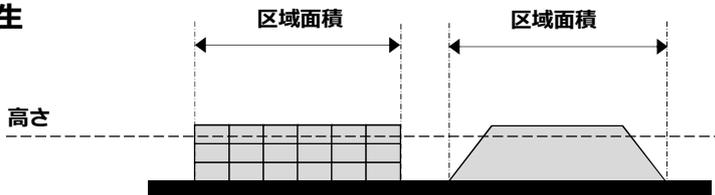
●開発行為

区域面積500㎡以上（共通）



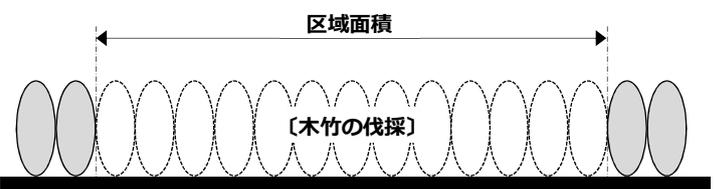
●屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

区域面積500㎡以上
又は堆積の高さ2m超（共通）



●木竹の伐採

区域面積500㎡以上（共通）



3 景観形成基準

(1) 共通基準

一般地区または国道464号沿道地区に共通する景観形成基準です。該当する地区の共通基準を理解して景観形成を図ってください。

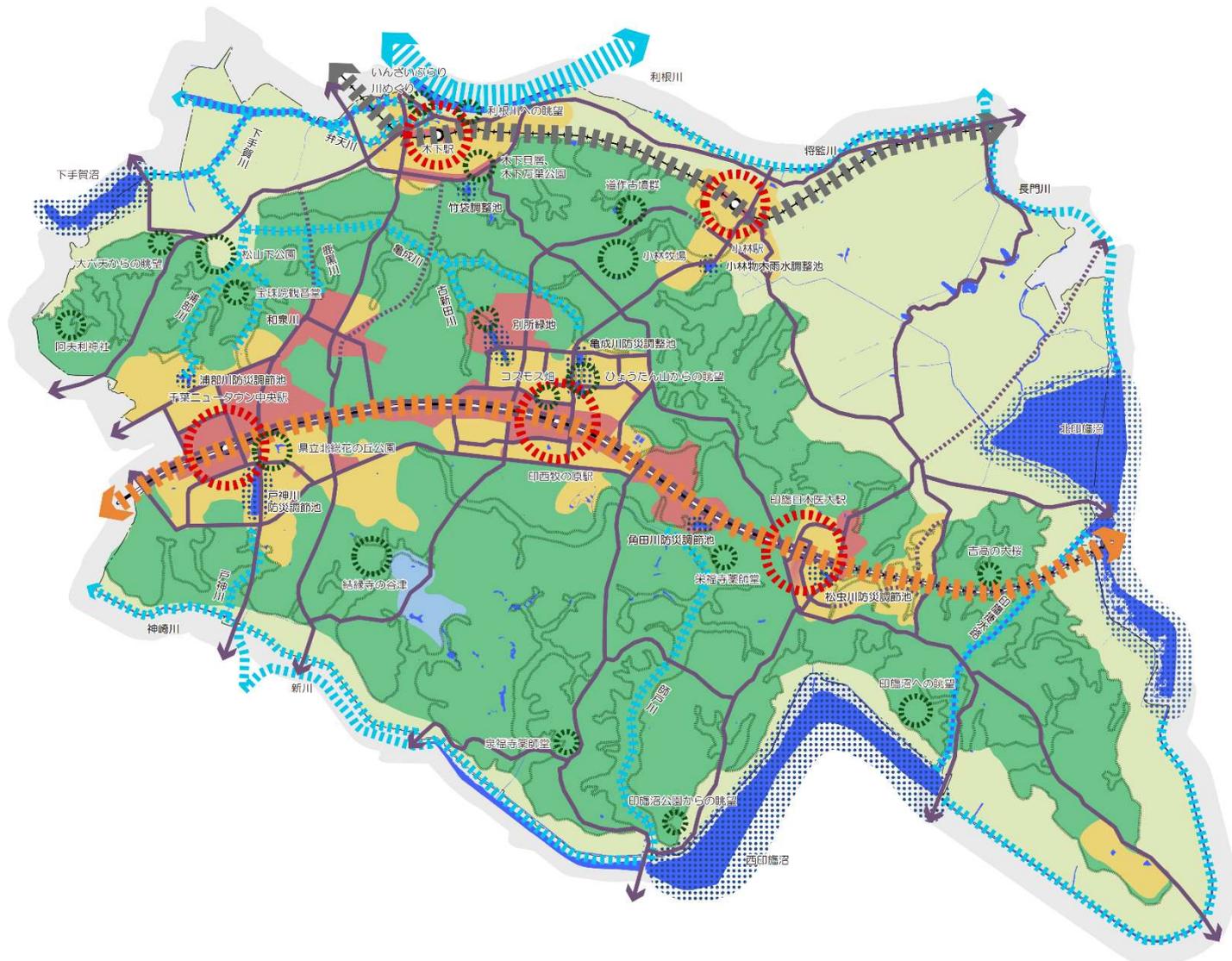
一般地区景観形成基準	国道464号沿道地区景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> □ 行為を行う場所における類型別の景観形成方針（該当する景観ゾーン・景観軸・景観拠点の方針）を遵守し、良好な景観を形成するよう行為に関する計画を立案する。 □ 周辺の道路、公園、河川等の公共空間や鉄道から行為を行う場所の見え方に配慮し、良好な眺めを阻害しないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 行為を行う場所における類型別の景観形成方針（該当する景観ゾーン・景観軸・景観拠点の方針）を遵守し、良好な景観を形成するよう行為に関する計画を立案する。 □ 国道464号及び成田スカイアクセスから行為を行う場所の見え方に配慮し、良好な眺めを阻害しないよう努める。

Point 1 類型別の景観形成方針を遵守し、計画を立案する

計画・設計等を行っている届出対象行為が下記表のどの景観ゾーンや景観軸、景観拠点に位置するかを把握し、該当する類型別の景観形成方針に沿って計画を立案してください。

名称	類型別の景観形成方針
景観ゾーン	住居景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ● 地域特性を活かした住宅地の景観形成 ● 快適で落ち着いた住宅地の景観形成 ● 地域住民の協力・連携による景観形成
	商業・業務景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ● 賑わいと秩序を兼ね備えた魅力ある商業・業務地の景観形成 ● 地域の活力ある商業地の景観形成
	工業景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ● 周辺のまち並みや環境と調和した景観形成 ● 特色のある工業団地の景観形成
	田園・集落景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな水辺に育まれた田園の景観形成 ● 集落地の風土が感じられる景観形成
	台地の緑景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ● 水辺や里山が織り成す原風景と調和した景観形成 ● 北総台地の起伏が作り出す特徴的な景観形成
	水辺景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ● 印旛沼や手賀沼の広がりのある水辺の景観形成 ● 調節池など身近な水辺の景観形成
景観軸	広域骨格景観軸 <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模空間軸にふさわしい品格と賑わいのある景観形成 ● 人にやさしい安全・安心な道路の景観形成
	道路景観軸 <ul style="list-style-type: none"> ● 秩序ある道路及び沿道の景観形成 ● 特色を活かした道路及び沿道の景観形成
	鉄道景観軸 <ul style="list-style-type: none"> ● 秩序ある鉄道及び沿線の景観形成 ● 緑潤う沿線の景観形成
	水辺景観軸 <ul style="list-style-type: none"> ● 潤いや親しみが感じられる河川軸の景観形成 ● 生物にやさしい水辺の景観形成
景観拠点	駅景観拠点 <ul style="list-style-type: none"> ● 各地域の玄関口にふさわしい、おもてなしの表情のある景観形成 ● 人が賑わい、楽しむ景観形成 ● 地域活動を活用した駅周辺の景観形成
	シンボル景観拠点 <ul style="list-style-type: none"> ● シンボルとなる景観資源の保全 ● 快適な視点場の景観形成

■ 類型別の景観形成方針図



■ 共通基準の適用区域

凡例	
【景観ゾーン】	
	住居景観ゾーン
	商業・業務景観ゾーン
	工業景観ゾーン
	田園・集落景観ゾーン
	台地の緑景観ゾーン
	水辺景観ゾーン
【景観軸】	
	広域骨格景観軸（道路及び鉄道） <small>（国道464号・北千鳥道路及び北線・産田スカイアクセス）</small>
	道路景観軸 <small>（「印西市都市マスタープラン」及び「印西市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の広域幹線道路、主要幹線道路、幹線道路や景観上特徴的な道路を位置づけ）</small>
	鉄道景観軸 <small>（JR東海線）</small>
	水辺景観軸
【景観拠点】	
	駅景観拠点
	シンボル景観拠点

景観ゾーン	適用区域
住居景観ゾーン	住居系用途地域（一部を除く）
商業・業務景観ゾーン	商業系用途地域
	住居系用途地域（一部）
	工業系用途地域（松崎工業団地を除く）
工業景観ゾーン	工業地域等（松崎工業団地）
田園・集落景観ゾーン	市街化調整区域
台地の緑景観ゾーン	市街化調整区域（印旛沼・下手賀沼の周囲）
水辺景観ゾーン	市街化調整区域（印旛沼・下手賀沼の周囲）
景観軸	
適用地域	
広域骨格景観軸	国道464号沿道（概ね100mの区域）
道路景観軸	道路沿道の敷地
鉄道景観軸	鉄道沿線の敷地
水辺景観軸	河川沿川の敷地
景観拠点	
適用地域	
駅景観拠点	駅前広場に面する敷地
シンボル景観拠点	拠点の周囲の敷地及び拠点に対する主要な地点から展望できる区域

Point 2

計画地の見え方に配慮し、良好な眺めを阻害しないよう努める

周辺の道路、公園、河川等の公共空間や鉄道から行為を行う場所の見え方に配慮し、良好な眺めを阻害しないよう努めてください。

● 計画地と周辺の関係を確認し、景観の特性を把握する

- 緑や水辺の特性を把握する（つながりのある樹林、特徴的な樹木、河川、池など）
- 地形の特性を把握する（谷津、見晴らしの良い場所、坂道など）
- 歴史的な資源を把握する（社寺、街道、古墳、碑など）
- 計画地周辺のまち並みの状況等を把握する（高さ、形態意匠、色彩、オープンスペース、緑化など）
- 計画地のイメージを捉える（落ち着き、賑わいなど）

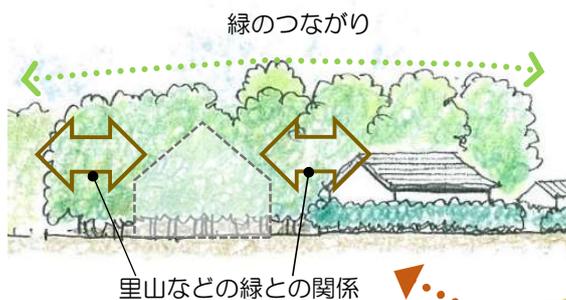
● 計画地の見え方を検討する

- 道路、交差点からの見え方に対して配慮する
- 公園などの人々が滞留する場所からの見え方に対して配慮する
- 鉄道からの見え方に対して配慮する

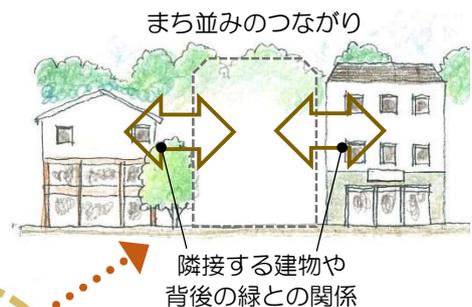
● 計画地の景観の特性や見え方に配慮した計画をつくる

■ 良好な景観の形成の考え方

緑豊かな場所で行う場合は、緑の景観を阻害しない方向を考える



市街地で行う場合は、まち並みの中でのつながりや周辺との調和を考える



どこから、どのように見えるかを意識する

(2) 行為別基準

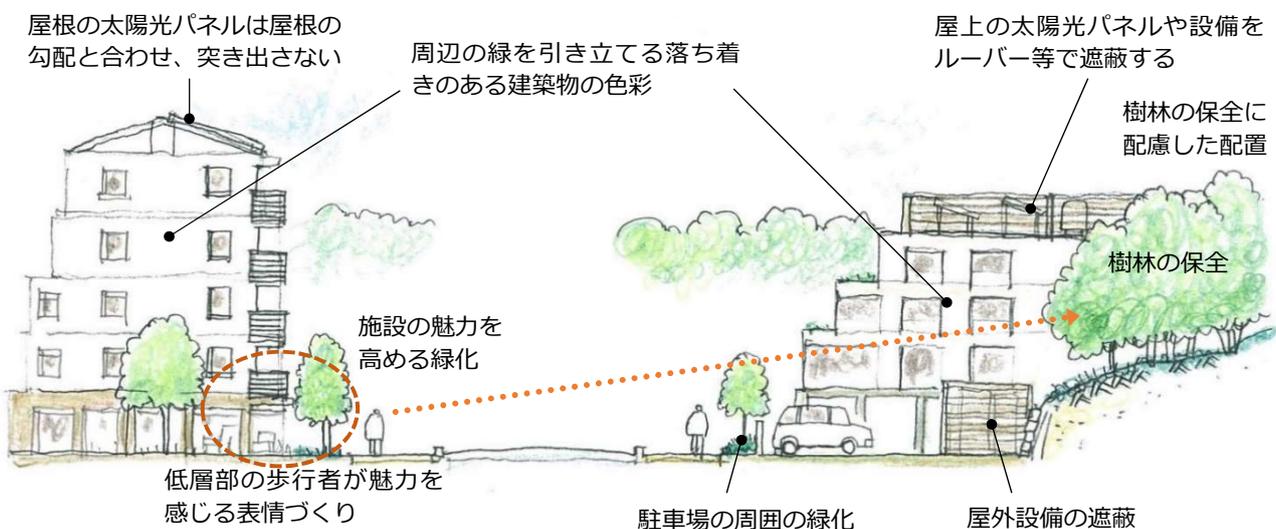
■ 建築物の建築等（一般地区）

● 景観形成基準

<p>配置・規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の景観を特徴づけている要素（敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への眺めを阻害しない配置・規模とする。 □ 計画地内の樹木・樹林や地形、水辺等を保全・活用した配置とする。 □ 地形を大きく改変することを避けるとともに、長大な擁壁や法面が生じない造成等により、周辺と調和する配置・規模とする。 □ 歩行者の通行が多い道路の沿道では、道路から後退した位置への配置等により、歩行者にゆとりを与える空間の確保を図るものとする。
<p>形態意匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 壁面の分節・分割や位置の後退等により、圧迫感を与えない形態意匠とする。 □ 歩行者の通行が多い道路に面する部分は、低層部における自然素材の活用や窓・出入口等の開口部の配置の工夫等により、うるおいや賑わいが感じられる形態意匠とする。 □ 外壁の素材は、汚れや退色に強いものとし、壁面の大部分にわたって光沢のある素材や反射性の高い素材を使用しない。 □ 屋上設備・屋外階段等は、雑然とした印象を与えないよう、配置の工夫やルーバー等による遮蔽、形態意匠、色彩の工夫等によって、建築物本体との調和を図るものとする。
<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 外観の基調となる色彩は、緑を引き立てる落ち着いたものとするとともに、色彩基準に適合させる。
<p>外構 (塀・柵、緑化、付属施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 塀・垣・柵は、歩行者に圧迫感を与えないよう配置を工夫し、形態意匠、色彩、素材は、周辺の景観と調和のとれたものとする。 □ 道路境界部では、周辺の樹木・樹林との連続性に配慮し、施設の魅力を高める緑化を図るものとする。 □ 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場、屋外設備等の付属施設は、周辺からの見え方に配慮した配置とするとともに、周囲の緑化、塀・柵による遮蔽、路面の舗装等により、建築物本体との調和を図るものとする。 □ 過度に点滅する照明は避ける。

● 景観形成の考え方

- ・ 建築物の計画等を行う場合は、景観を構成する建築物の「配置・規模」、外観の「形態意匠」、建築物周りの「外構」ごとに区分して検討することが重要です。
- ・ これらは、周辺の自然や特徴的な施設、連続する建築物や道路のまち並みとの関係を考慮し、良好な景観形成を図ってください。



■ 配置・規模

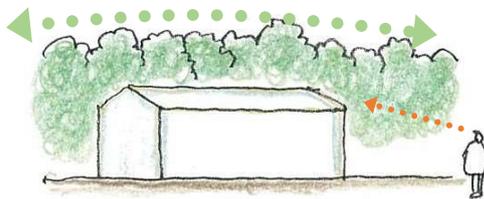
- 地域の景観を特徴づけている要素（敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への眺めを阻害しない配置・規模とする。
- 計画地内の樹木・樹林や地形、水辺等を保全・活用した配置とする。
- 地形を大きく改変することを避けるとともに、長大な擁壁や法面が生じない造成等により、周辺と調和する配置・規模とする。
- 歩行者の通行が多い道路の沿道では、道路から後退した位置への配置等により、歩行者にゆとりを与える空間の確保を図るものとする。

● 景観形成の考え方 注）■印は例示（以下同じ）

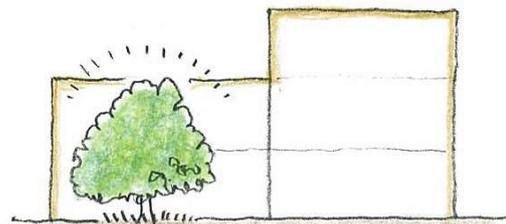
- ・建築物の配置・規模は、計画地周辺との関係に配慮することが重要です。周辺に樹木・樹林、歴史的資源等がある場合は、そこへの眺めを阻害しないような配置や規模としてください。
- ・計画地内に良好な樹木・樹林や地形、水辺等がある場合は、これらを保全・活用することが重要です。これらの要素を残した配置や調和させた配置を検討してください。
- ・人の通行の快適性と通りの日照・通風等の環境を高めるためには、計画地道路側にゆとり空間を確保することが重要です。道路側から一定の空間を確保した配置・規模としてください。

- 背後の緑のつながりを分断しない規模
- 周辺の歴史的な資源の規模と合わせる
- 周りの景観資源を見やすくする配置とオープンスペースの確保
- 緑のスペースを確保して周辺の緑とのつながりをつくる
- 既存の樹木を活かした配置
- 道路側に樹木が植えられる空間の確保

樹林の緑のつながり

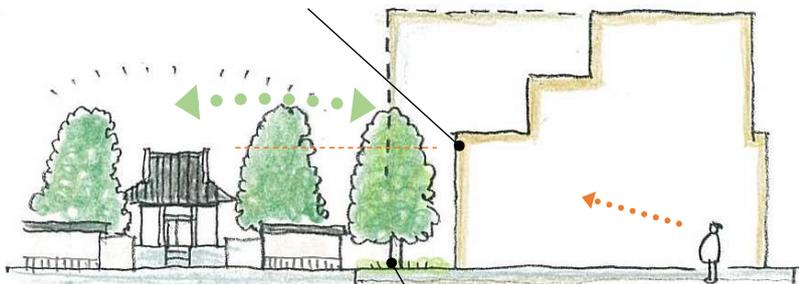


緑のつながりを分断しない規模とする

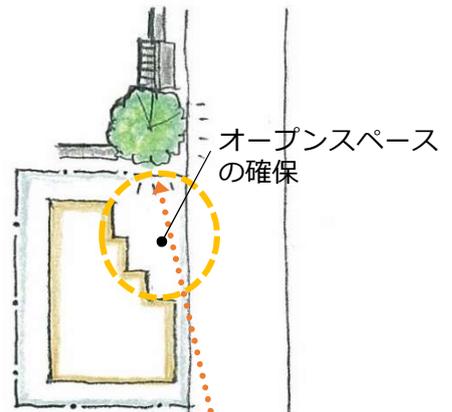


既存の樹木を活かした配置とする

歴史的な資源の規模と合わせる



緑のスペースを確保してつながりをつくる



景観資源を見やすくする配置とする



既存の樹木をエントランスのシンボルツリーとして活かした配置としている。



道路際の既存の樹木を活かし、後退した位置に配置している。



斜面地にある計画地内の樹木を活かし、建築物を配置している。



計画地内の樹木を活かし、建築物を配置している。



既存の樹木をシンボルツリーとして活かした配置としている。



建築物を道路から十分に後退するとともに、緑地を確保している。

■ 形態意匠

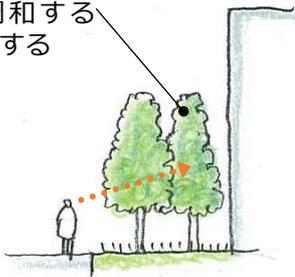
- 壁面の分節・分割や位置の後退等により、圧迫感を与えない形態意匠とする。
- 歩行者の通行が多い道路に面する部分は、低層部における自然素材の活用や窓・出入口等の開口部の配置の工夫等により、うるおいや賑わいが感じられる形態意匠とする。
- 外壁の素材は、汚れや退色に強いものとし、壁面の大部分にわたって光沢のある素材や反射性の高い素材を使用しない。
- 屋上設備・屋外階段等は、雑然とした印象を与えないよう、配置の工夫やルーバー等による遮蔽、形態意匠、色彩の工夫等によって、建築物本体との調和を図るものとする。

● 景観形成の考え方

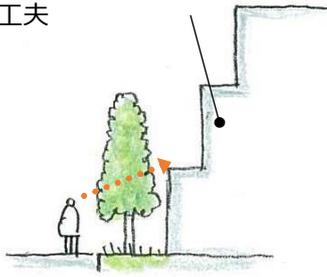
- ・建築物の外観は、人への印象やまち並みに影響を与えます。大き過ぎない外壁の工夫や魅力的な表情づくりなどにより、うるおいと賑わいが感じられる形態意匠としてください。
- ・屋上やバルコニー等に設置する設備機器等は、外側に直接露出しない位置や遮蔽を工夫してください。
- ・色彩は、形態意匠-「色彩」の項を参照してください。

- 壁面の大きな建築物は、壁面の後退や分節・分割
- 商業施設では、1・2階部のショーウィンドウ化
- 屋上やバルコニーの太陽光パネルや設備機器類、洗濯物は露出を避ける

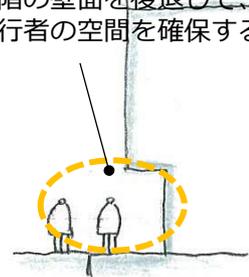
壁面を後退し、
緑と調和する
壁面とする



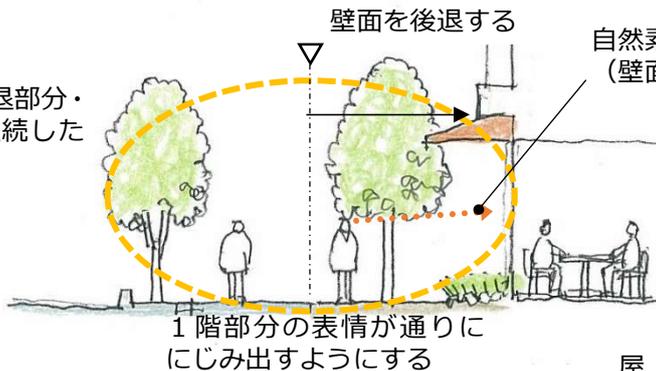
壁面の分節・分割など
の工夫



1階の壁面を後退して、
歩行者の空間を確保する



道路・壁面後退部分・
1階部分が連続した
空間をつくる

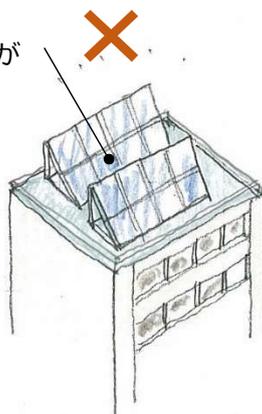


壁面を後退する

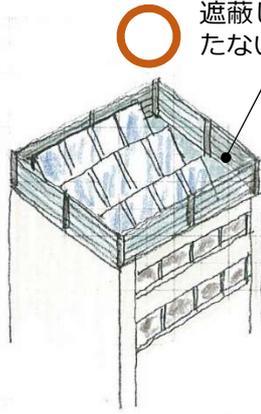
自然素材を活用する
(壁面・ドア・ベンチなど)

1階部分の表情が通りに
にじみ出すようにする

太陽光パネルが
突出している



屋上の周囲をルーバーなどで
遮蔽し、太陽光パネルが目立
たないようにする





秩序の中にも壁面を色彩の変化などによって、風格のある形態意匠としている。



壁面の構成、材質等を工夫し、変化のある形態意匠としている。



壁面を後退したスペースに緑とベンチを確保し、通りににぎわいを演出している。



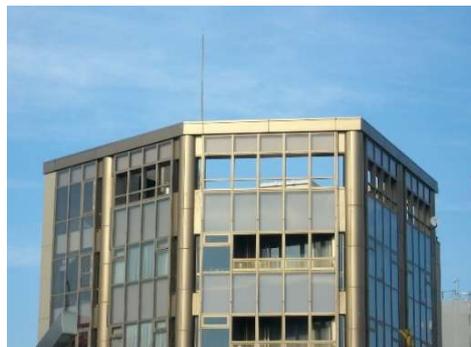
周辺の歴史的資源と調和した形態意匠としている。



広告物の位置、大きさを統一するよう、建築物と一体的に計画している。



入口まわりにプランターを設置するとともに、室外機を木製のルーバーで遮へいし、親しみやすさ演出している。



外壁を最上部にまで立ち上げ、屋上設備を遮蔽するだけでなく、一体的にデザインしている。



壁面の構成に変化を与え、施設の魅力を高めている。

■ 形態意匠一色彩

□ 外観の基調となる色彩は、緑を引き立てる落ち着いたものとするとともに、色彩基準に適合させる。

● 住居景観ゾーン、工業景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン、台地の緑景観ゾーン、水辺景観ゾーンの各景観ゾーンの色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁面	8 超～9 以下	3 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
		4 以上～8 以下	4 以下		
寒色系他 (GY、G、BG、 B、PB、P、RP)	外壁面	4 以上～9 以下	2 以下		
	屋根面	1 以上～8 以下	2 以下		
無彩色 (N)	外壁面	3 以上～9 以下	—	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	—		—

● 商業・業務景観ゾーンの色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁面	8 超～9 以下	5 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
		4 以上～8 以下	6 以下		
寒色系他 (GY、G、BG、 B、PB、P、RP)	外壁面	4 以上～9 以下	2 以下		
	屋根面	1 以上～8 以下	2 以下		
無彩色 (N)	外壁面	3 以上～9 以下	—	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	—		—

※表の部位は建築物を対象としている。工作物についてはこれらに同等の部位とする。

● 景観形成の考え方

- ・色彩は、基調色と強調色の使い方が重要です。基調色は、緑や建築用途の特性を引き立てるようするために落ち着いたものとしてください。強調色は、当該建築物の個性や特徴を引き立てるような色彩を工夫してください。
- ・「落ち着いた色彩」とは、周辺の緑を引き立てるために主張しすぎない、高明度で低彩度（明るく地味な）色彩を指します。
- ・色彩は、建築物の用途や周辺の特性に応じた検討を行ってください。住宅地では落ち着きや暖かみを感じるように、商業・業務地では、魅力や賑わいを感じるような工夫をしてください。

- 色彩の地（基調色）と図（強調色）のコーディネートで当該施設の特色づけ
- 基調色は、高明度で低彩度の色彩とする
- 建築物の用途や周辺の特性に応じた色彩の検討



周辺の樹林や水辺の景観と調和を図った、落ち着いた色彩のある外壁・屋根の色彩。



低層部を樹木の幹と調和させ、上層部も落ち着いた色彩とすることで緑を引き立てている。



落ち着いた色彩のある外壁・屋根の色彩によって、緑が引き立ち、眺望の保全が図られている。



底のエントランス部分に強調色を用い、アクセントカラーをつけている。



落ち着いた色彩のある基調色とともに、小面積のアクセントカラーにより、店舗の魅力を高めている。

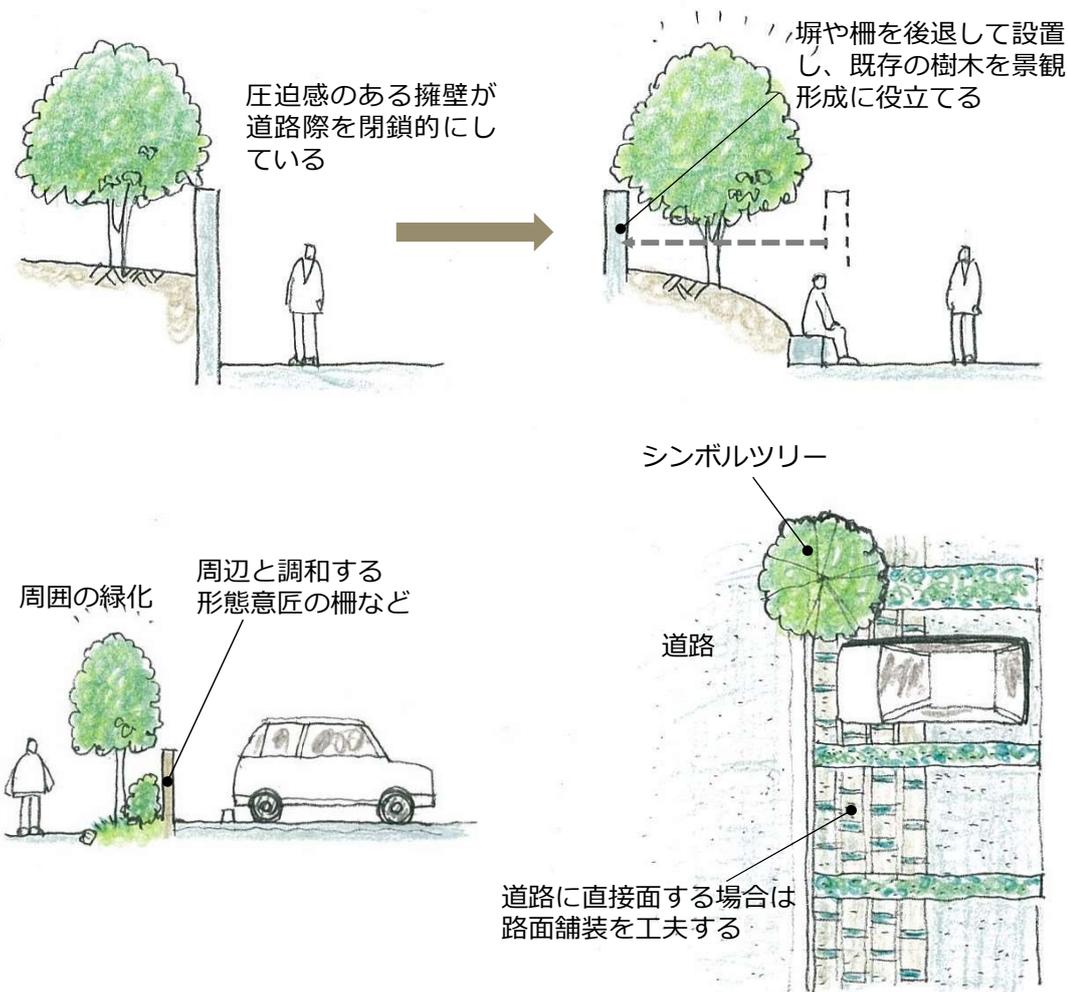
■ 外構（塀・柵、緑化、付属施設等）

- 塀・垣・柵は、歩行者に圧迫感を与えないよう配置を工夫し、形態意匠、色彩、素材は、周辺の景観と調和のとれたものとする。
- 道路境界部では、周辺の樹木・樹林との連続性に配慮し、施設の魅力を高める緑化を図るものとする。
- 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場、屋外設備等の付属施設は、周辺からの見え方に配慮した配置とするとともに、周囲の緑化、塀・柵による遮蔽、路面の舗装等により、建築物本体との調和を図るものとする。
- 過度に点滅する照明は避ける。

● 景観形成の考え方

- ・外構は、道路や隣地に接し、人の目にふれやすく景観に影響を与えるものです。歩行者等やまち並みへの影響を考慮し、擁壁、緑、付属施設の位置や形態意匠等に配慮してください。
- ・道路沿いには、緑を活かしたうるおいや魅力づくりを行ってください。
- ・付属施設は、外部に直接露出しないような修景・遮蔽をしてください。
- ・照明は、過度に影響を与えるものは避け、歩行者等にも安心や魅力が感じられるような工夫をしてください。

- 圧迫感のある擁壁の後退と緑化
- 道路沿いに彩りや季節を感じる緑の植栽
- 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場、屋外設備等は、外部に直接露出しないように緑等で修景・遮蔽
- デジタルサイネージ等による過度な点滅・動光は避ける
- 照明は高低の照明器具の設置により歩行者等にも安心や魅力づくり





木製の柵と植栽を組み合わせ、やわらかい境界としている。



自然石の擁壁とつる性の緑を組み合わせ、既存樹木の保全とあわせて景観づくりに役立っている。



落ち着いた色彩のある柵と2段の植栽を組み合わせ、うるおいを創出している。



エントランスにシンボルツリーを配し、魅力を高めている。



駐輪場を植栽で遮蔽し、不調和とならないよう配慮している。



立体駐車場をルーバーで遮蔽し、不調和とならないよう配慮している。



駐車場の道路際を緑化し、不調和とならないよう配慮している。



駐車場の路面舗装によって、不調和とならないよう配慮している。

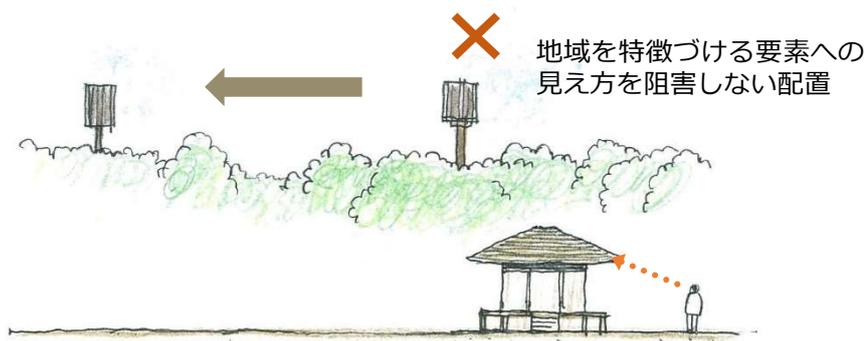
■ 工作物の建設等（一般地区）

● 景観形成基準

		色彩（共通）
煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄塔、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設等	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の景観を特徴づけている要素（敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への眺めを阻害しない配置・規模とする。 □ 計画地内の樹木・樹林や地形、水辺等を保全・活用した配置とする。 □ 地形を大きく改変することを避け、長大な擁壁や法面が生じない造成等により、周辺と調和する配置・規模とする。 □ 工作物の種類及び用途に応じた形態意匠とするとともに、違和感を与えないよう、周辺の景観との調和を図るものとする。 □ 素材は、汚れや退色に強いものとし、大部分にわたって光沢のある素材や反射性の高い素材を使用しない。 □ 施設周囲は、周辺の景観と調和のとれた緑化等を図るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 外観の基調となる色彩は、緑を引き立てる落ち着いたものとするとともに、色彩基準に適合させる。
擁壁、塀、柵その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺の景観との連続性を確保するとともに、歩行者に圧迫感を与えないよう、分節・分割、表面処理等の工夫や前面の緑化等を図るものとする。 	
太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の景観を特徴づけている要素（敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への近接を避ける。 □ 周囲の景観から突出しないよう、高台での施設の配置を避け、分散して設置する。 □ 公共空間から後退した位置に設置する。 □ 施設周囲は、周辺の景観と調和のとれた緑化等を図るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 太陽光発電施設のモジュール・フレームは低明度・低彩度のものとし、付属設備は低彩度のものとする。

● 景観形成の考え方

- ・ 工作物の景観形成基準は、上記表のように工作物の項目ごとに定めていますので、該当する項目に沿って景観形成を行う必要があります。
- ・ 工作物は、周辺の自然や特徴的な施設、連続する建築物や道路のまち並みとの関係を考慮し、良好な景観形成を図ってください。



道作古墳

■煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄塔、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設等

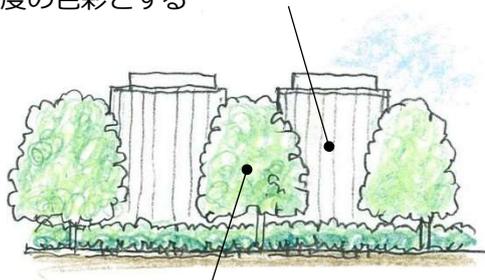
- 地域の景観を特徴づけている要素（敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への眺めを阻害しない配置・規模とする。
- 計画地内の樹木・樹林や地形、水辺等を保全・活用した配置とする。
- 地形を大きく改変することを避け、長大な擁壁や法面が生じない造成等により、周辺と調和する配置・規模とする。
- 工作物の種類及び用途に応じた形態意匠とするとともに、違和感を与えないよう、周辺の景観との調和を図るものとする。
- 素材は、汚れや退色に強いものとし、大部分にわたって光沢のある素材や反射性の高い素材を使用しない。
- 施設周囲は、周辺の景観と調和のとれた緑化等を図るものとする。
- 外観の基調となる色彩は、緑を引き立てる落ち着いたものとするとともに、色彩基準に適合させる。

●景観形成の考え方

- ・上記表の工作物は、計画地周辺との関係に配慮することが重要です。周辺に景観的に特徴的な樹木・樹林や歴史的資源等がある場合は、そこへの眺めを阻害しないよう位置や高さ、大きさ、形状を工夫してください。
- ・工作物は、機能性を重視する観点からその形状や高さ、大きさが周りの樹木や樹林地、建築物と乖離する場合があります。これらと乖離しないよう形状や高さ、大きさの調和を図ってください。
- ・やむを得ず露出するような場合は、視線を遮るように樹木等で修景してください。

- 背後のシンボル樹・樹林や歴史的資源への見え方を阻害しない
- 形状や高さ、大きさ、色彩は周辺の緑や建築物等との調和を図る
- 工作物の周囲の緑化

周辺に緑が多く、緑のつながりを保全する場合は、緑に溶け込み隠れるような色彩とし、周辺の緑を引き立てる場合は、高明度で低彩度の色彩とする



工作物の周囲の緑化



周辺の緑のつながりを阻害しないよう、工作物の色彩を樹林に溶け込むように配慮している。

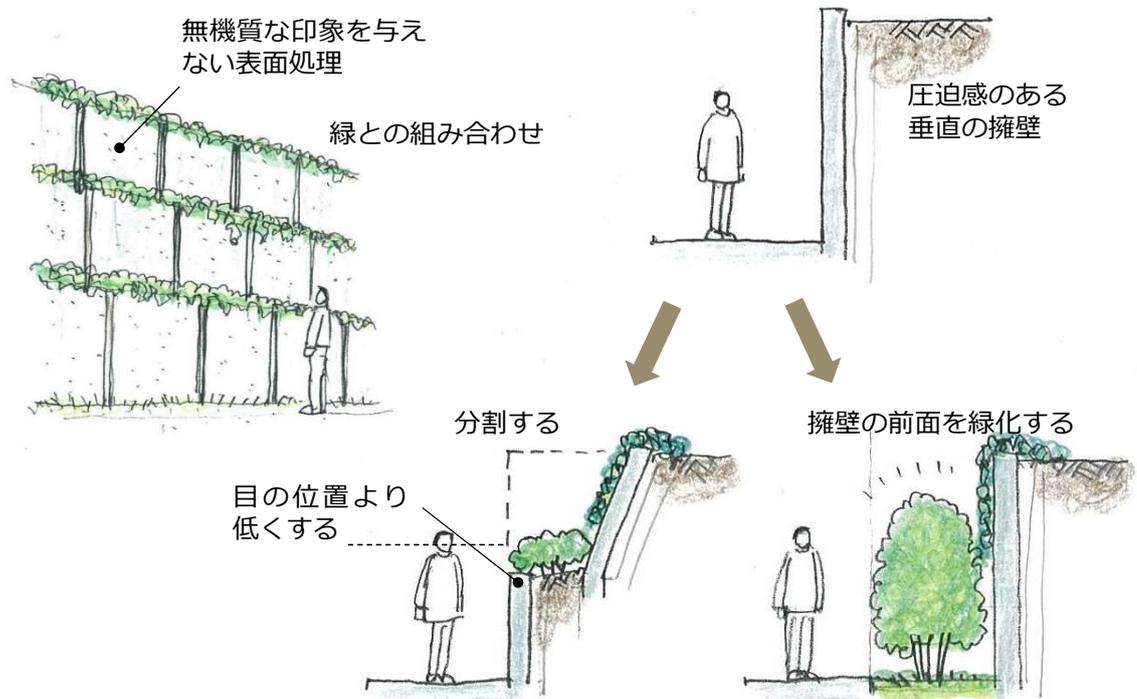
■ 擁壁、塀、柵その他これに類するもの

- 周辺の景観との連続性を確保するとともに、歩行者に圧迫感を与えないよう、分節・分割、表面処理等の工夫や前面の緑化等を図るものとする。
- 外観の基調となる色彩は、緑を引き立てる落ち着いたものとするとともに、色彩基準に適合させる。

● 景観形成の考え方

- ・ 歩行者等に圧迫感や違和感を与えないよう、位置や高さ、大きさ、形状を工夫してください。
- ・ 高さや規模の大きなものは、圧迫感や違和感を軽減させるため道路側から後退させてください。
- ・ 仕上げ材は、違和感を与えやすい無機質なものを避け、自然素材などを検討してください。

- 高さのある垂直の擁壁を避け、分割して緑と組み合わせる
- 道路から後退した位置に設け、前面を緑化
- 自然石と緑を組み合わせた擁壁



自然石のブロックによって、質感を出している擁壁。



擁壁をつる性の植物で覆うようにし、冷たい印象をやわらげている。

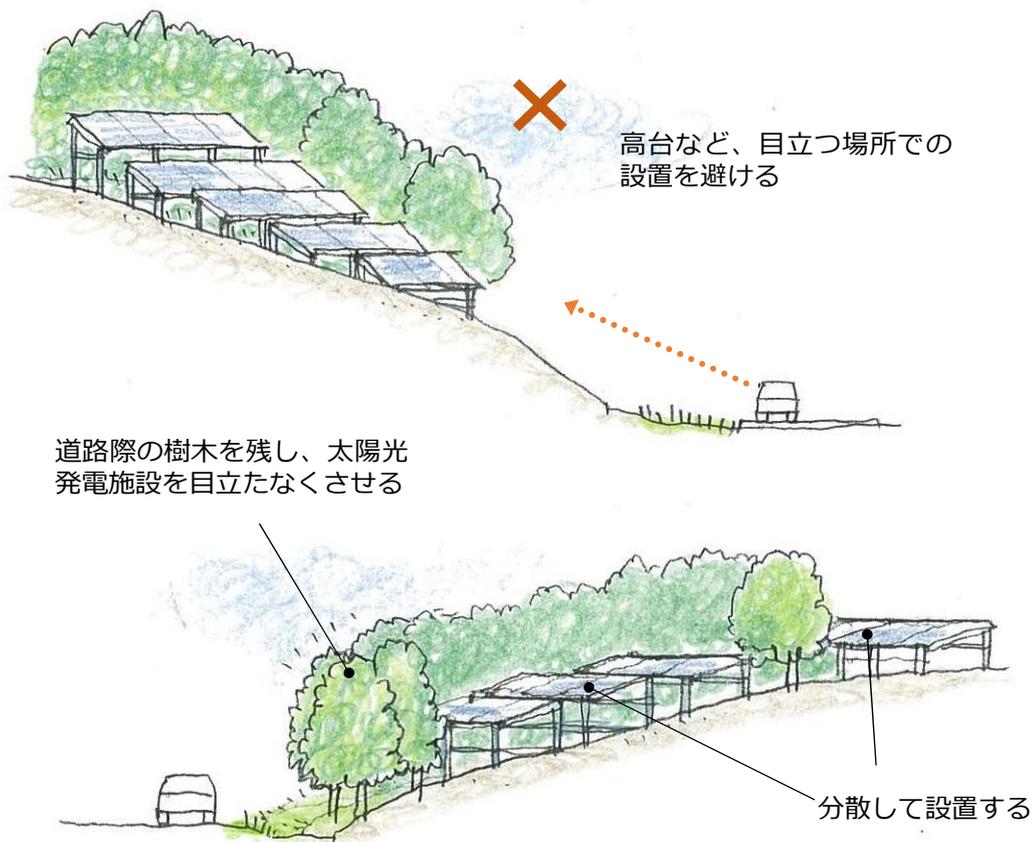
■ 太陽光発電施設

- 地域の景観を特徴づけている要素（敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への近接を避ける。
- 周囲の景観から突出しないよう、高台での施設の配置を避け、分散して設置する。
- 公共空間から後退した位置に設置する。
- 施設周囲は、周囲の景観と調和のとれた緑化等を図るものとする。
- 太陽光発電施設のモジュール・フレームは低明度・低彩度のものとし、付属設備は低彩度のものとする。

● 景観形成の考え方

- ・施設の配置・規模は、計画地周辺との関係に配慮することが重要です。周辺に、景観的に特徴的な樹木・樹林や歴史的資源等がある場合は、近接を避ける、もしくは樹木等による緩衝帯を設けてください。
- ・高台に設置する場合は、施設が突出しないようにしてください。
- ・施設の規模が大きい場合は、突出した印象を与えます。一定規模の単位で分割し、分散させてください。
- ・施設は、道路等から後退し、後退部の緑化に努めてください。また、計画地外周部の緑化に配慮してください。
- ・施設の色彩は、模様や文字・記号等の入ったものを避け、落ち着いた色彩とし周辺の環境に調和させてください。

- シンボルとなる景観要素から距離を置く、緑の緩衝帯を設ける
- 高台など、目立つ場所での設置を避ける
- 道路側の樹木を残し、太陽光発電施設を目立たなくさせる、分散して設置する
- 低明度・低彩度の色彩のモジュール・フレーム



■ 開発行為（一般地区）

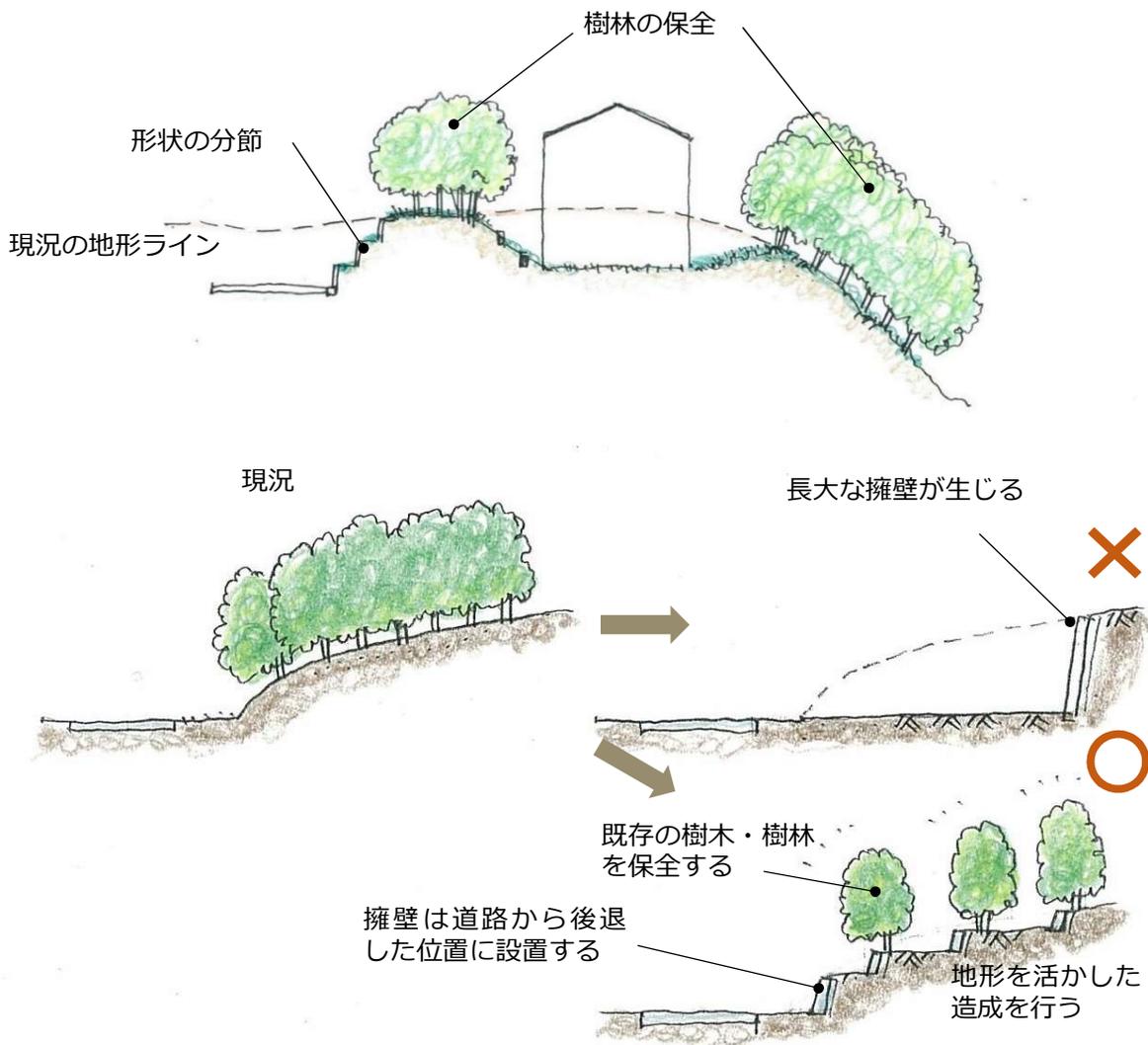
● 景観形成基準

- 斜面地等の地形の大規模な改変を避け、長大な法面・擁壁を生じない造成とする。
- 計画地内の樹木・樹林、水辺等を保全・活用した計画とする。
- 擁壁・法面は、歩行者に圧迫感を与えないよう、分節・分割、表面処理等を工夫するとともに、緑化を図るものとする。

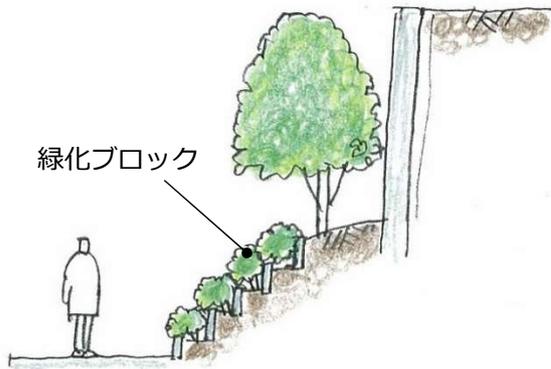
● 景観形成の考え方

- ・長大な法面・擁壁を生じさせないよう自然の地形を活かした造成を行ってください。
- ・計画地内の樹木・樹林、水辺等の保全・活用や緑化により、周辺になじむよう工夫をしてください。
- ・高さや規模の大きな法面・擁壁は、圧迫感や違和感を軽減させるため道路側から後退させてください。
- ・擁壁の仕上げ材は、違和感を与えやすい無機質なものを避け、自然素材と緑化の組み合わせを検討してください。

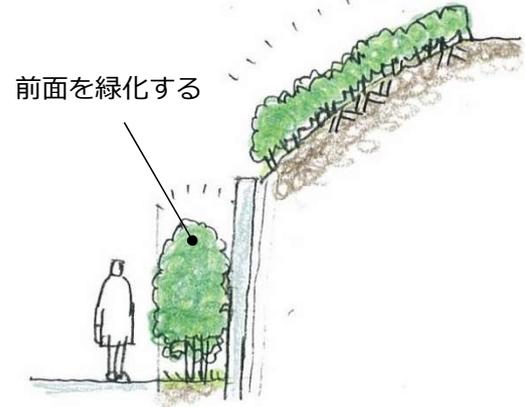
- 現況の地形ラインと樹林の保全
- 既存の地形を活かした造成を行う
- 長大な擁壁が生じないようにする
- 高さのある垂直の擁壁を避け、分節して緑と組み合わせる
- 擁壁・法面は道路から後退した位置に設け、後退部を緑化
- 自然石と緑を組み合わせた擁壁



法面と組み合わせる



法面と組み合わせる



地形を大きく改変することを避けるとともに、法面の植生の回復を図っている。



擁壁の上部を低木で緑化を図り、下垂するようにしている。



擁壁の前面に植栽スペースを確保し、圧迫感を軽減するとともに、交差点部分にアクセス路を設け、まちに開かれた印象を与えている。



■屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (一般地区)

●景観形成基準

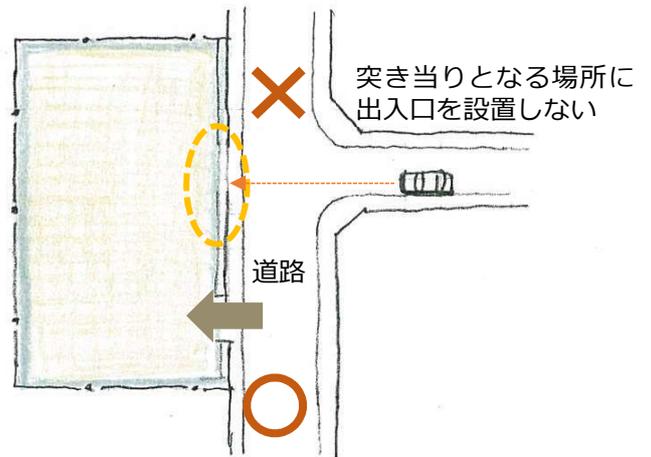
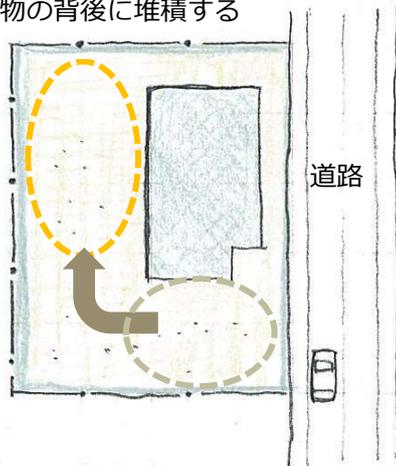
- 公共空間からの見え方に配慮した配置とする。
- 出入口は、交差点を避けるなど、出入口の位置・数・幅を工夫し、目立たないものとする。
- 堆積は雑然とした印象を与えないよう整然と積み上げ、高さはできる限り低くする。
- 計画地の周囲は、自然素材等の周辺の景観との調和に配慮した素材、色彩の塀・柵等による遮蔽や緑化を図り、堆積物が目立たないようにするものとする。
- 塀・柵等の形態意匠、色彩、素材は、周辺の景観と調和のとれたものとする。

●景観形成の考え方

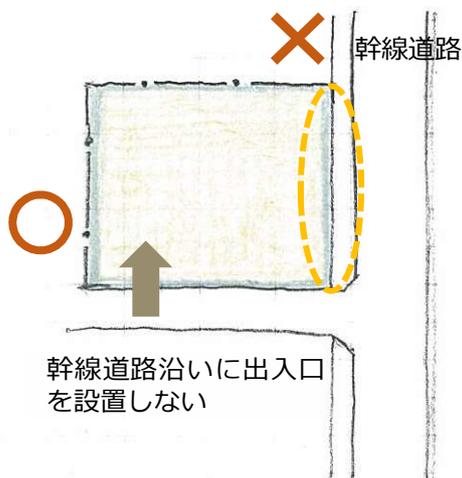
- ・高さのある堆積は、圧迫感を高め、景観を阻害しやすくなります。できるだけ低く、煩雑な印象を与えないような堆積をしてください。
- ・出入口は、道路から内側が直接見えないような位置や幅員にしてください。
- ・周辺の景観と調和する塀や柵、生垣などにより、圧迫感や違和感を緩和させるようにしてください。

- 堆積の高さの抑制
- 必要最小限の出入口の数・幅員
- 道路から後退させ、後退部の沿道の緑化
- 周辺の景観との調和に配慮した素材、色彩の塀・柵による遮蔽

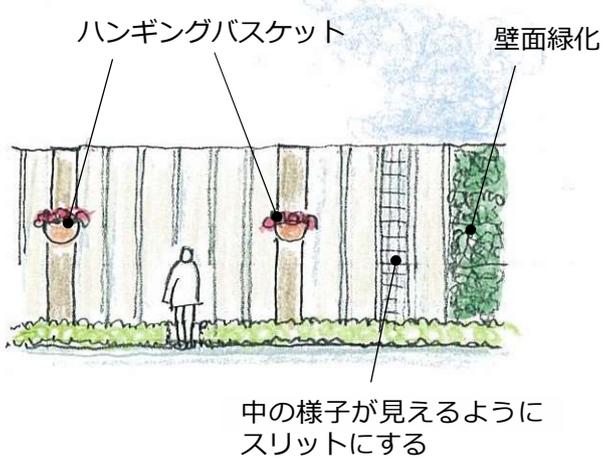
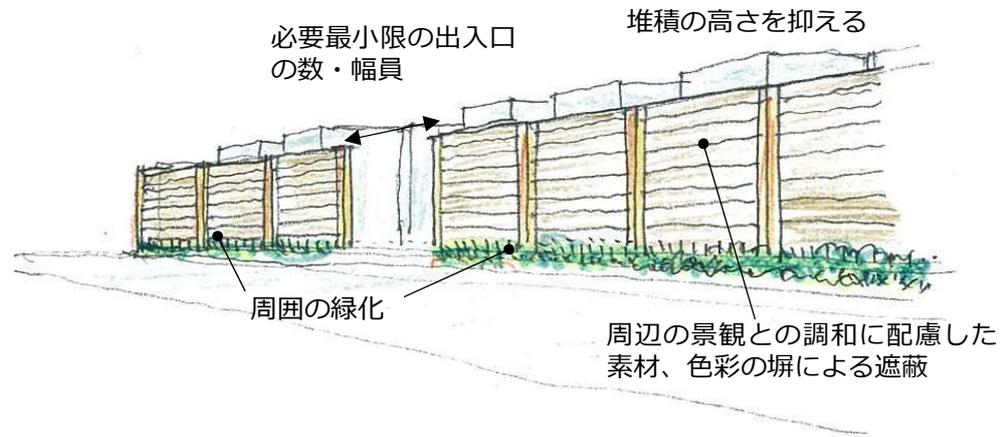
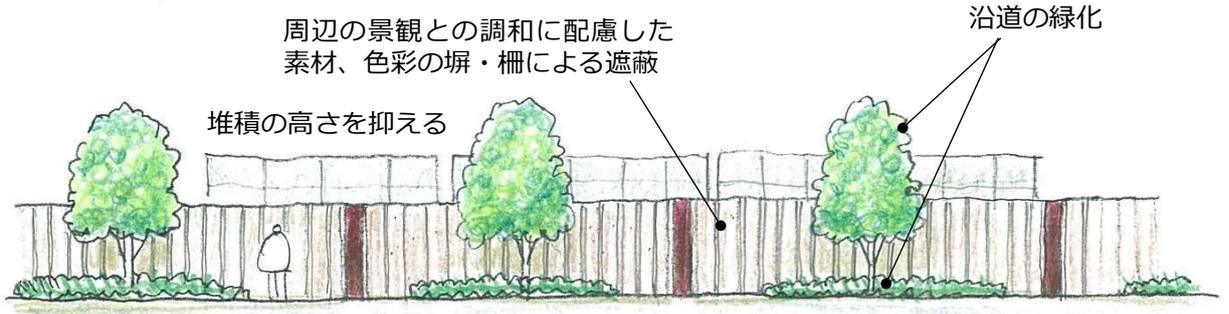
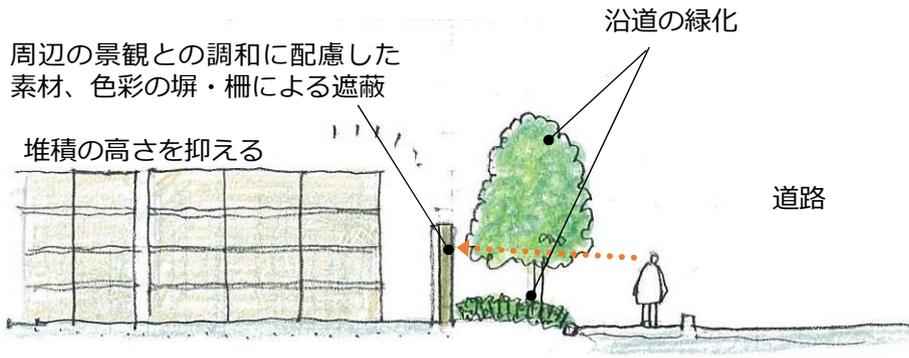
建物の背後に堆積する



突き当たりとなる場所に
出入口を設置しない



幹線道路沿いに出入口
を設置しない



■木竹の伐採（一般地区）

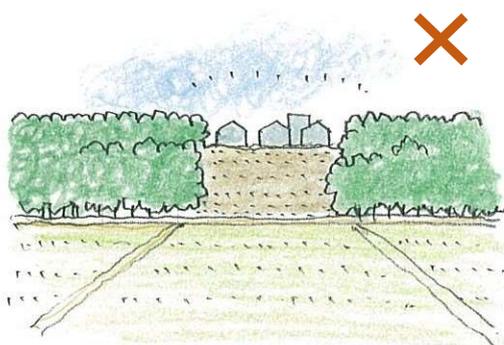
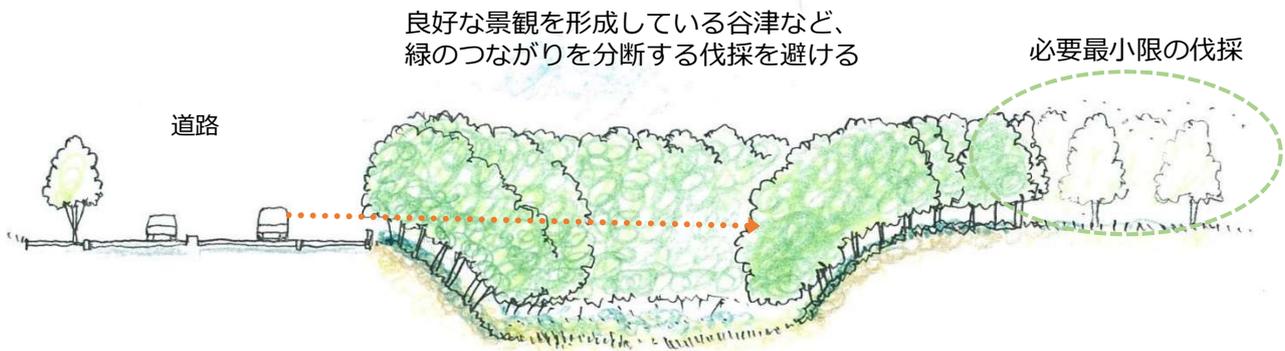
●景観形成基準

- 伐採は必要最小限に抑える。
- スカイラインを形成する樹木は伐採しないなど、周辺の緑とのつながりを確保するものとする。
- 伐採後は、周辺の植生と調和のとれた植栽を行うものとする。

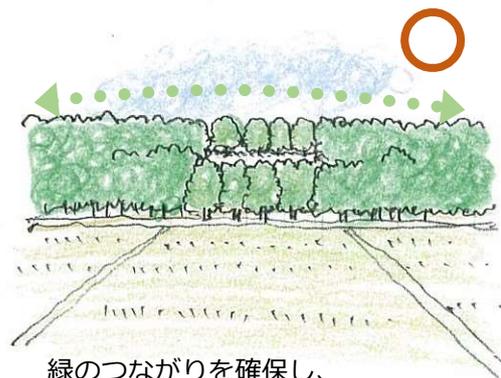
●景観形成の考え方

- ・ 木竹の伐採は、周辺の緑の景観が伐採によって大きく変わらないよう伐採の規模は最小限とし、景観上重要な樹木・樹林の伐採は避けてください。
- ・ 伐採後の樹木の植栽は、周辺の樹林等に配慮するとともに連続性が確保できるようにしてください。

- 良好な景観を形成している樹木・樹林の保全・活用
- 良好な景観の谷津など、緑のつながりの分断を避ける
- 必要最小限の伐採
- 周辺樹林等との連続性を確保



緑のつながりが分断され、
良好な景観が損なわれている



緑のつながりを確保し、
良好な景観の保全に配慮する

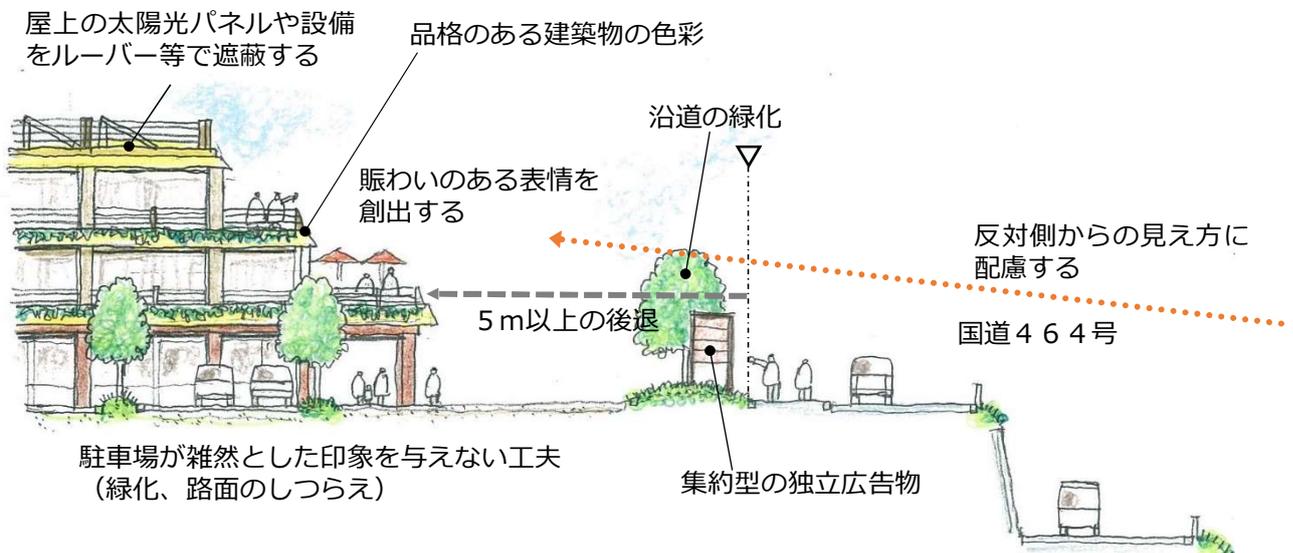
■ 建築物の建築等（国道464号沿道地区）

● 景観形成基準

<p>配置・規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 国道464号からの見え方に配慮した配置・規模とするとともに、地域の景観を特徴づけている要素（印旛沼、敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への眺めを阻害しない配置・規模とする。 □ 計画地内の樹木・樹林や地形等の保全に配慮した配置とする。 □ 地形を大きく改変することを避けるとともに、長大な擁壁や法面が生じない造成等により、周辺と調和する配置・規模とする。 □ 国道464号の歩道側の道路（予定地を含む）境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は5m以上とする。
<p>形態意匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 駅周辺の商業地域及び近隣商業地域においては、風格やシンボル性があり、歩行者の回遊性の確保に配慮した形態意匠とする。 □ 歩行者の通行が多い道路に面する部分は、低層部における自然素材の活用や窓・出入口等の開口部の配置の工夫等により、うるおいや賑わいを感じられる形態意匠とする。 □ 長大な壁面を避けるとともに、壁面の分節・分割や位置の後退等により、圧迫感を与えない形態意匠とする。 □ 外壁の素材は、汚れや退色に強いものとし、壁面の大部分にわたって光沢のある素材や反射性の高い素材を使用しない。 □ 屋上設備・屋外階段等は、雑然とした印象を与えないよう、配置の工夫やルーバー等による遮蔽、形態意匠、色彩の工夫等によって、建築物本体との調和を図るものとする。
<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 外観の基調となる色彩は、周辺の緑と調和し、印西市の顔にふさわしい品格のあるものとするとともに、色彩基準に適合させる。
<p>外構 (塀・柵、緑化、付属施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 塀・垣・柵は、歩行者に圧迫感を与えないよう配置を工夫し、形態意匠、色彩、素材は、周辺の景観と調和のとれたものとする。 □ 道路境界部では、周辺の樹木・樹林との連続性に配慮し、施設の魅力を高める緑化を図るものとする。 □ 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場、屋外設備等の付属施設は、周辺からの見え方に配慮した配置とするとともに、周囲の緑化、塀・柵による遮蔽、路面の舗装等により、建築物本体との調和を図るものとする。 □ 直接照明、露出したネオン管、点滅光源等の使用は避け、景観を阻害しないものとする。

● 景観形成の考え方

- ・ 建築物の計画等を行う場合は、景観を構成する建築物の「配置・規模」、外観の「形態意匠」、建築物周りの「外構」ごとに区分して検討することが重要です。
- ・ これらは、周辺の自然や特徴的な施設、連続する建築物や道路のまち並みとの関係を考慮し、良好な景観形成を図ってください。



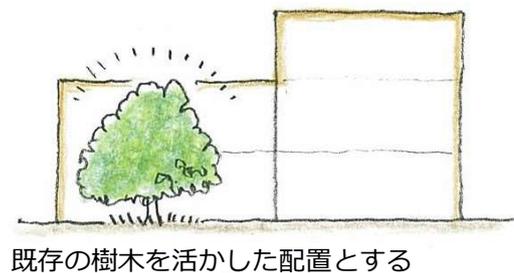
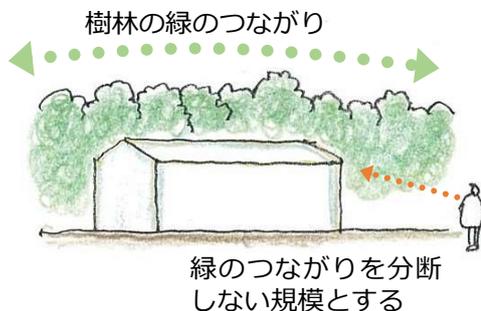
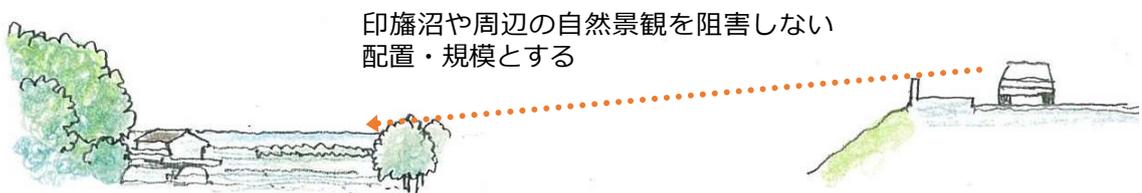
■ 配置・規模

- 国道464号からの見え方に配慮した配置・規模とするとともに、地域の景観を特徴づけている要素（印旛沼、敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への眺めを阻害しない配置・規模とする。
- 計画地内の樹木・樹林や地形等の保全に配慮した配置とする。
- 地形を大きく改変することを避けるとともに、長大な擁壁や法面が生じない造成等により、周辺と調和する配置・規模とする。
- 国道464号の歩道側の道路（予定地を含む）境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は5m以上とする。

● 景観形成の考え方

- ・ 建築物の配置・規模は、計画地周辺との関係に配慮することが重要です。周辺に印旛沼や樹木・樹林、歴史的資源等がある場合は、そこへの眺めを阻害しないような配置や規模としてください。
- ・ 計画地内に良好な樹木・樹林や地形、水辺等がある場合は、これらを保全・活用することが重要です。これらの要素を残した配置や調和させた配置を検討してください。
- ・ 人の通行の快適性・賑わい性と通りの日照・通風等の環境を高めるためには、計画地道路側にゆとり空間を確保することが重要です。国道464号の歩道側の道路から5m以上の空間を確保した配置・規模としてください。

- 背後の緑のつながりを分断しない規模
- 周りの景観資源を見やすくする配置とオープンスペースの確保
- 緑のスペースを確保して周辺の緑とのつながりをつくる
- 既存の樹木を生かした配置
- 道路側に5m以上のゆとり空間の確保





既存の樹木をエントランスのシンボルツリーとして活かした配置としている。



道路際の既存の樹木を活かし、後退した位置に配置している。



既存の樹林を活かした配置としている。



既存の樹木をシンボルツリーとして活かした配置としている。



シンボルツリーのある小広場を確保した配置とし、うるおいを創出している。



施設を道路から十分に後退するとともに、緑地を確保している。

■ 形態意匠

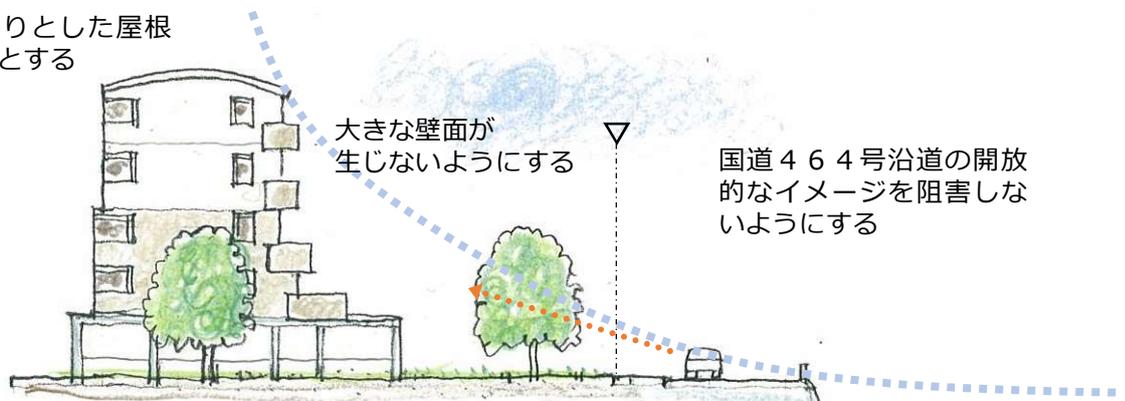
- 駅周辺の商業地域及び近隣商業地域においては、風格やシンボル性があり、歩行者の回遊性の確保に配慮した形態意匠とする。
- 歩行者の通行が多い道路に面する部分は、低層部における自然素材の活用や窓・出入口等の開口部の配置の工夫等により、うるおいや賑わいを感じられる形態意匠とする。
- 長大な壁面を避けるとともに、壁面の分節・分割や位置の後退等により、圧迫感を与えない形態意匠とする。
- 外壁の素材は、汚れや退色に強いものとし、壁面の大部分にわたって光沢のある素材や反射性の高い素材を使用しない。
- 屋上設備・屋外階段等は、雑然とした印象を与えないよう、配置の工夫やルーバー等による遮蔽、形態意匠、色彩の工夫等によって、建築物本体との調和を図るものとする。

● 景観形成の考え方

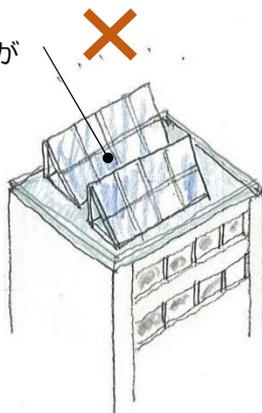
- ・ 一面が長大な壁面は、圧迫感や威圧感を与えやすいものです。建築物壁面の分節・分割や道路等より一定の後退を行い、圧迫感・威圧感の軽減を図ってください。
- ・ 駅周辺や沿道の商業・業務施設では、歩行者等の誘客や回遊性を高めるため、風格やシンボル性のある景観形成が重要です。低層部における自然素材や緑の活用、開口部のショーウィンドウ化など、うるおいや賑わい性の高まる外観を工夫してください。
- ・ 屋上やバルコニー等に設置する設備機器等は、外側に直接露出しない位置や遮蔽を工夫してください。
- ・ 色彩は、形態意匠-「色彩」の項を参照してください。

- 壁面の大きな建築物は、壁面の後退や分節・分割
- 商業・業務施設では、1・2階部に自然素材や緑の活用、のショーウィンドウ化
- 歩行者等に快適で安心な夜間照明
- 屋上やバルコニーの太陽光パネルや設備機器類、洗濯物は露出を避ける

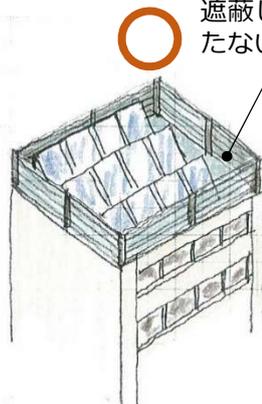
すっきりとした屋根の形状とする



太陽光パネルが突出している



屋上の周囲をルーバーなどで遮蔽し、太陽光パネルが目立たないようにする





シンボル性のある形態意匠により、駅前にふさわしい風格のある景観をつくり出している。



テラスを設けることで、外部ににぎわいを創出している。



壁面と開口部の構成に秩序を与えることで、街並みにリズムをつくり出している。



緑と組み合わせた変化のある形態意匠とし、街並みに賑わいや楽しさを与えている。



屋外階段をルーバーで遮蔽し、緑と組み合わせて殺風景にならないように配慮している。



立体駐車場に緑を取り入れ、うるおいを与えている。



壁面緑化を取り入れ、うるおいの創出を図っている。

■ 形態意匠一色彩

□ 外観の基調となる色彩は、周辺の緑と調和し、印西市の顔にふさわしい品格のあるものとする
とともに、色彩基準に適合させる。

● 住居景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン、台地の緑景観ゾーン、水辺景観ゾーンの各景観ゾーンの色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R, YR, Y)	外壁面	8 超～9 以下	2 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
		4 以上～8 以下	3 以下		
	屋根面	1 以上～8 以下	3 以下		
寒色系他 (GY, G, BG, B, PB, P, RP)	外壁面	4 以上～9 以下	2 以下		
	屋根面	1 以上～8 以下	2 以下		
無彩色 (N)	外壁面	3 以上～9 以下	—	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	—		—

● 商業・業務景観ゾーンの色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R, YR, Y)	外壁面	8 超～9 以下	4 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
		4 以上～8 以下	5 以下		
	屋根面	1 以上～8 以下	5 以下		
寒色系他 (GY, G, BG, B, PB, P, RP)	外壁面	4 以上～9 以下	2 以下		
	屋根面	1 以上～8 以下	2 以下		
無彩色 (N)	外壁面	3 以上～9 以下	—	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	—		—

※表の部位は建築物を対象としている。工作物についてはこれらに同等の部位とする。

● 景観形成の考え方

- ・色彩は、基調色と強調色の使い方が重要です。基調色は、緑や建築用途の特性を引き立てるよう落ち着いたものとしてください。強調色は、当該建築物の個性や特徴を引き立てるような色彩を工夫してください。
- ・色彩は、建築物の用途や周辺の特性に応じた検討を行ってください。住宅地では落ち着きや暖かみを感じるように、田園・集落や水辺の地域ではこれらになじむように、商業・業務地では、魅力や賑わいが感じられるような工夫をしてください。

- 色彩の地（基調色）と図（強調色）のコーディネートで当該施設の特徴づけ
- 商業・業務地では、けばけばしい色彩や過度の対比を避け、賑わいの中にも秩序ある色彩づくり
- 強調色は、人目にふれやすい低層部に用いると効果的



彩度を抑えた基調色による商業施設。



大きな壁面の色彩のトーンをそろえながら若干変化をつけ、単調にならないよう配慮している。



施設全体を暖かみのある色彩でまとめている。



落ち着きがあり、暖かみのある色彩がみどりを引き立てている。



壁面の色彩を工夫し、無味乾燥な印象をやわらげている。



壁面の基調色を2色に塗り分け、アクセントカラーを用いることで、単調にならないように配慮している。

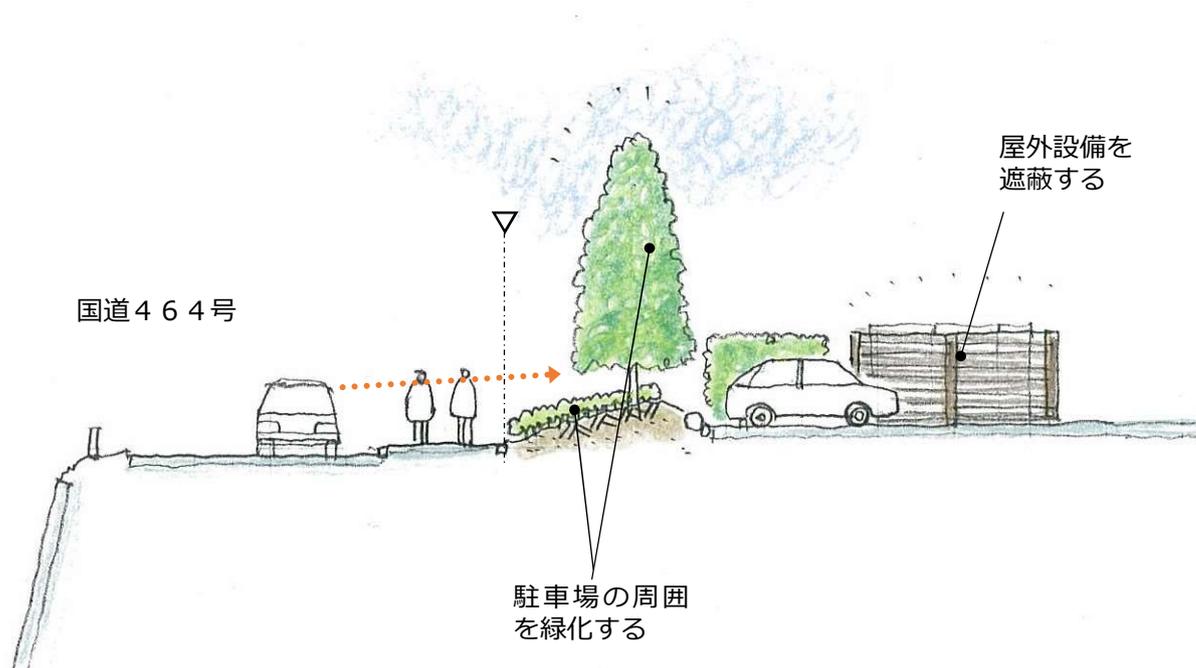
■ 外構（塀・柵、緑化、付属施設等）

- 塀・垣・柵は、歩行者に圧迫感を与えないよう配置を工夫し、形態意匠、色彩、素材は、周辺の景観と調和のとれたものとする。
- 道路境界部では、周辺の樹木・樹林との連続性に配慮し、施設の魅力を高める緑化を図るものとする。
- 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場、屋外設備等の付属施設は、周辺からの見え方に配慮した配置とするとともに、周囲の緑化、塀・柵による遮蔽、路面の舗装等により、建築物本体との調和を図るものとする。
- 直接照明、露出したネオン管、点滅光源等の使用は避け、景観を阻害しないものとする。

● 景観形成の考え方

- ・ 外構は、道路や隣地に接し、人の目にふれやすく景観に影響を与えるものです。歩行者等やまち並みへの影響を考慮し、擁壁や緑、付属施設の位置や形態意匠等に配慮してください。
- ・ 道路沿いには、緑を活かしたうるおいや魅力づくりを行ってください。
- ・ 付属施設は、外部に直接露出しないような修景・遮蔽をしてください。
- ・ 照明は、過度に影響を与えるものは避け、歩行者等にも安心や魅力が感じられるような工夫をしてください。

- 圧迫感のある擁壁の後退と緑化
- 道路沿いに彩りや季節を感じる緑の植栽
- 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場、屋外設備等は、外部に直接露出しないように緑等で修景・遮蔽
- 照明は高低の照明器具の設置により歩行者等にも安心や魅力づくり





駐車場や屋外設備が目立たないように、緑やルーバーで修景している。



駐車場が目立たないように、盛り土と緑で修景している。



立体駐車場をルーバーで遮蔽し、不調和とならないよう配慮している。



透過性の高い柵によって、柵の内側の緑も通りの景観づくりに役立つよう、閉鎖的にならないように配慮している。



敷地の周囲を生垣としている。



地形の起伏を活かしながら開放感のある境界のしつらえとしている。



駐輪場を緑地と一体的な計画により確保している。



落ち着いた色彩のある柵の位置を後退して設置し、既存の樹木を通りの景観づくりに役立っている。

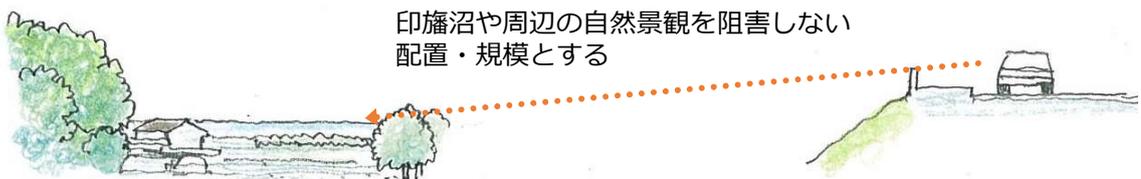
■ 工作物の建設等（国道464号沿道地区）

● 景観形成基準

		色彩（共通）
煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄塔、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設等	<ul style="list-style-type: none"> □ 国道464号からの見え方に配慮した配置・規模とするとともに、地域の景観を特徴づけている要素（印旛沼、敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への眺めを阻害しない配置・規模とする。 □ 計画地内の樹木・樹林や地形等の保全に配慮した配置とする。 □ 地形を大きく改変することを避け、長大な擁壁や法面が生じない造成等により、周辺と調和する配置・規模とする。 □ 工作物の種類及び用途に応じた形態意匠とするとともに、違和感を与えないよう、周辺の景観との調和を図るものとする。 □ 公共空間から後退した位置に設置する。特に国道464号の歩道側の道路（予定地を含む）境界からの後退距離は5m以上とする。 □ 素材は、汚れや退色に強いものとし、大部分にわたって光沢のある素材や反射性の高い素材を使用しない。 □ 施設周囲は、周辺の景観と調和のとれた緑化等を図るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 外観の基調となる色彩は、周辺の緑と調和し、印西市の顔にふさわしい品格のあるものとするとともに、色彩基準に適合させる。
擁壁、塀、柵その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺の景観との連続性を確保するとともに、歩行者に圧迫感を与えないよう、分節・分割、表面処理等の工夫や前面の緑化等を図るものとする。 	
太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の景観を特徴づけている要素（敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への近接を避ける。 □ 周囲の景観から突出しないよう、高台での施設の配置を避け、分散して設置する。 □ 公共空間から後退した位置に設置する。特に国道464号の歩道側の道路（予定地を含む）境界からの後退距離は5m以上とする。 □ 施設周囲は、周辺の景観と調和のとれた緑化等を図るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 太陽光発電施設のモジュール・フレームは低明度・低彩度のものとし、付属設備は低彩度のものとする。

● 景観形成の考え方

- ・ 工作物の景観形成基準は、上記表のように工作物の項目ごとに定めていますので、該当する項目に沿って景観形成を行う必要があります。
- ・ 工作物は、国道464号からの見え方と、周辺の自然や特徴的な施設、連続する建築物や道路のまち並みとの関係を考慮し、良好な景観形成を図ってください。



■ 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄塔、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設等

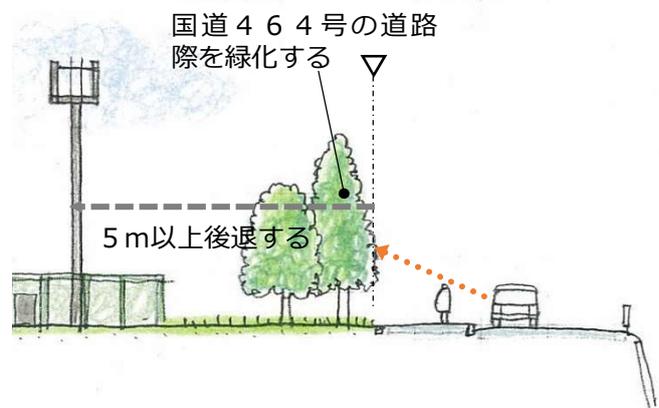
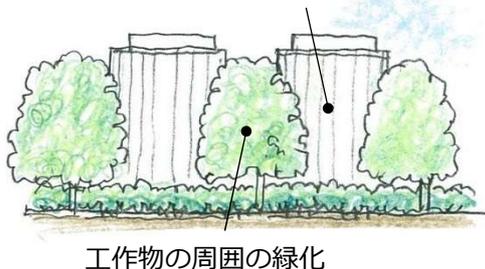
- 国道464号からの見え方に配慮した配置・規模とするとともに、地域の景観を特徴づけている要素（印旛沼、敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への眺めを阻害しない配置・規模とする。
- 計画地内の樹木・樹林や地形等の保全に配慮した配置とする。
- 地形を大きく改変することを避け、長大な擁壁や法面が生じない造成等により、周辺と調和する配置・規模とする。
- 工作物の種類及び用途に応じた形態意匠とするとともに、違和感を与えないよう、周辺の景観との調和を図るものとする。
- 公共空間から後退した位置に設置する。特に国道464号の歩道側の道路（予定地を含む）境界からの後退距離は5m以上とする。
- 素材は、汚れや退色に強いものとし、大部分にわたって光沢のある素材や反射性の高い素材を使用しない。
- 施設周囲は、周辺の景観と調和のとれた緑化等を図るものとする。
- 外観の基調となる色彩は、周辺の緑と調和し、印西市の顔にふさわしい品格のあるものとするとともに、色彩基準に適合させる。

● 景観形成の考え方

- ・上記表の工作物は、国道464号からの見え方と計画地周辺との関係に配慮することが重要です。周辺に景観的に特徴的な樹木・樹林や歴史的資源等がある場合は、そこへの眺めを阻害しないよう位置や高さ、大きさ、形状を工夫してください。
- ・工作物は、機能性を重視する観点からその形状や高さ、大きさが周りの樹木や樹林地、建築物と乖離する場合があります。これらと乖離しないよう形状や高さ、大きさの調和を図ってください。
- ・やむを得ず露出するような場合は、視線を遮るように樹木等で修景してください。

- 国道464号沿いの場合は、反対側道路からの見え方に配慮
- 国道464号の道路際の緑化
- 背後のシンボル樹・樹林や歴史的資源への見え方を阻害しない
- 形状や高さ、大きさ、色彩は周辺の緑や建築物等との調和を図る
- 工作物の周囲の緑化

周辺に緑が多く、緑のつながりを保全する場合は、緑に溶け込み隠れるような色彩とし、周辺の緑を引き立てる場合は、高明度で低彩度の色彩とする



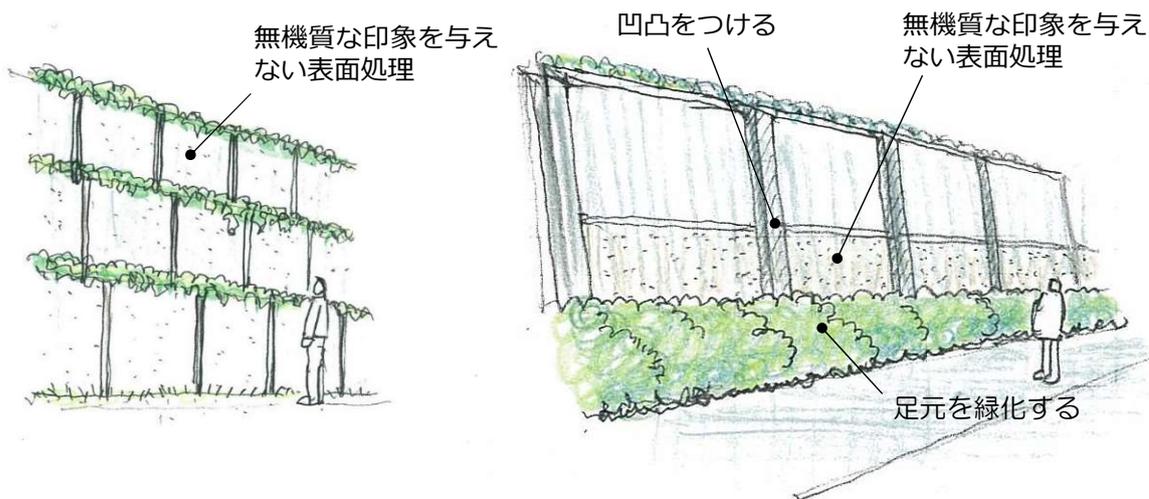
■擁壁、塀、柵その他これに類するもの

- 周辺の景観との連続性を確保するとともに、歩行者に圧迫感を与えないよう、分節・分割、表面処理等の工夫や前面の緑化等を図るものとする。
- 外観の基調となる色彩は、周辺の緑と調和し、印西市の顔にふさわしい品格のあるものとするとともに、色彩基準に適合させる。

●景観形成の考え方

- ・歩行者等に圧迫感や違和感を与えないよう、位置や高さ、大きさ、形状を工夫してください。
- ・高さや規模の大きなものは、圧迫感や違和感を軽減させるため道路側から後退させてください。
- ・仕上げ材は、違和感を与えやすい無機質なものを避け、自然素材などを検討してください。

- 高さのある垂直の擁壁を避け、分割して緑と組み合わせる
- 道路から後退した位置に設け、前面を緑化
- 自然石と緑を組み合わせた擁壁



擁壁の表面に凹凸をつけ、圧迫感や単調さの軽減を図っている。



擁壁の表面につる性の植物を這わせて圧迫感の軽減を図っている。

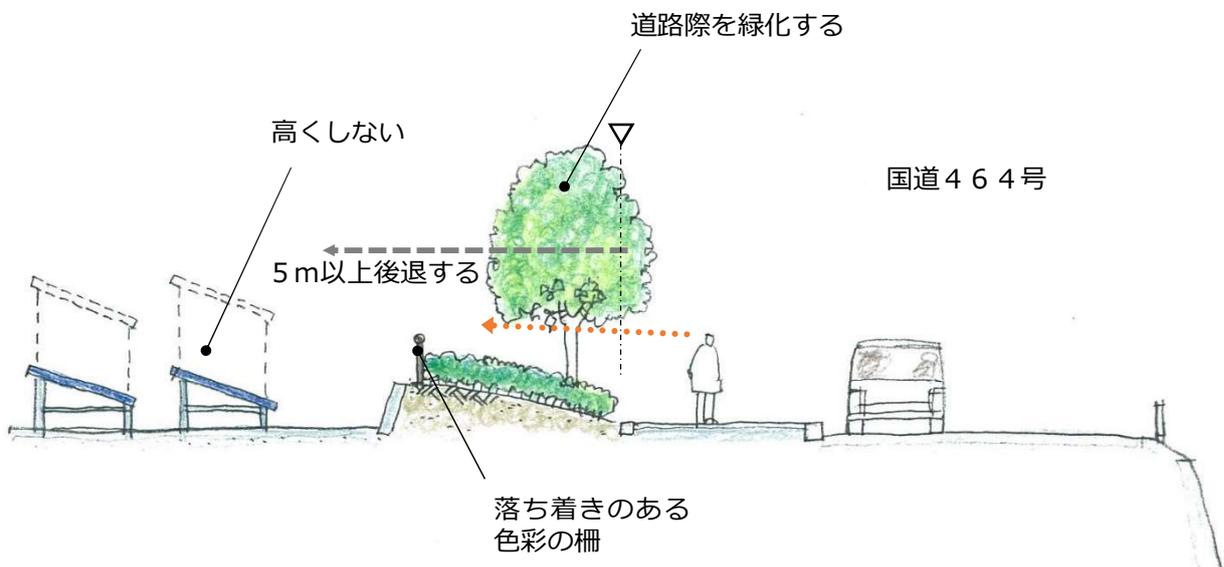
■太陽光発電施設

- 地域の景観を特徴づけている要素（敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源等）への近接を避ける。
- 周囲の景観から突出しないよう、高台での施設の配置を避け、分散して設置する。
- 公共空間から後退した位置に設置する。特に国道464号の歩道側の道路（予定地を含む）境界からの後退距離は5m以上とする。
- 施設周囲は、周囲の景観と調和のとれた緑化等を図るものとする。
- 太陽光発電施設のモジュール・フレームは低明度・低彩度のものとし、付属設備は低彩度のものとする。

●景観形成の考え方

- ・施設の配置・規模は、計画地周辺との関係に配慮することが重要です。周辺に、景観的に特徴的な樹木・樹林や歴史的資源等がある場合は、近接を避ける、もしくは樹木等による緩衝帯を設けてください。
- ・高台に設置する場合は、施設が突出しないようにしてください。
- ・施設の規模が大きい場合は、突出した印象を与えます。一定規模の単位で分割し、分散させてください。
- ・施設は、道路等から後退し、後退部の緑化に努めてください。また、計画地外周部の緑化に配慮してください。
- ・施設の色彩は、落ち着いた色彩とし周囲の環境に調和させてください。

- シンボルとなる景観要素から距離を置く、緑の緩衝帯を設ける
- 高台など、目立つ場所での設置を避ける
- 道路からの後退、国道464号については歩道側の道路から5m以上の後退、後退部の緑化、計画地外周部の緑化
- 低明度・低彩度の色彩のモジュール・フレーム



■ 開発行為（国道464号沿道地区）

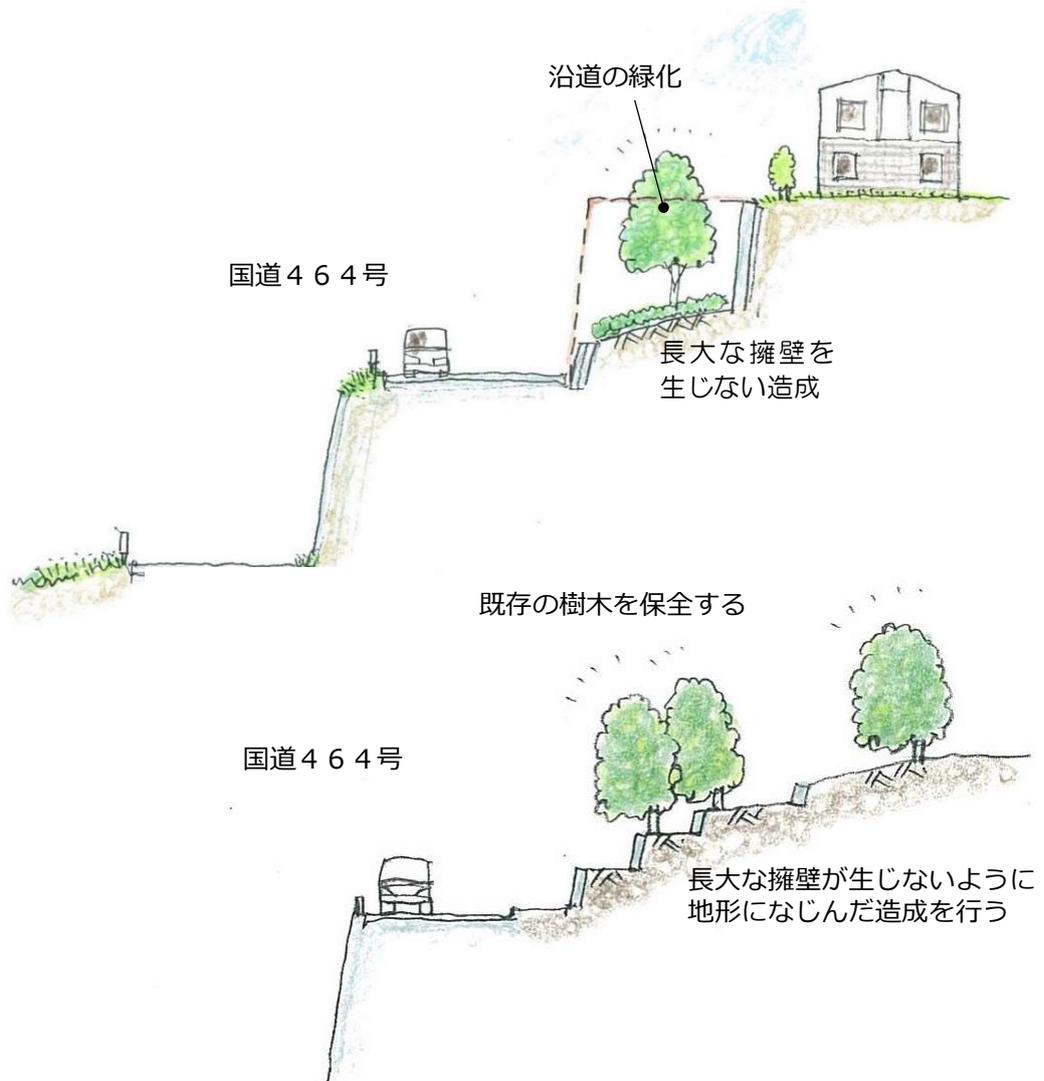
● 景観形成基準

- 斜面地等の地形の大規模な改変を避け、長大な法面・擁壁を生じない造成とする。特に国道464号沿道では、圧迫感を与えず、周辺と調和した造成とする。
- 計画地内の樹木・樹林、水辺等を保全・活用した計画とする。
- 擁壁・法面は、歩行者に圧迫感を与えないよう、分節・分割、表面処理等を工夫するとともに、緑化を図るものとする。

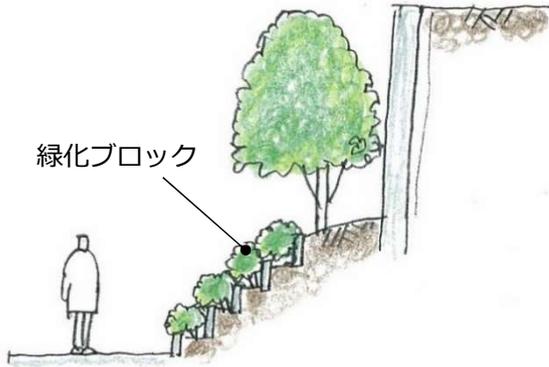
● 景観形成の考え方

- ・長大な法面・擁壁を生じさせないよう自然の地形を活かした造成を行ってください。
- ・計画地内の樹木・樹林、水辺等の保全・活用や緑化により、周辺になじむよう工夫をしてください。
- ・高さや規模の大きな法面・擁壁は、圧迫感や違和感を軽減させるため道路側から後退させてください。
- ・擁壁の仕上げ材は、違和感を与えやすい無機質なものを避け、自然素材と緑化の組み合わせを検討してください。

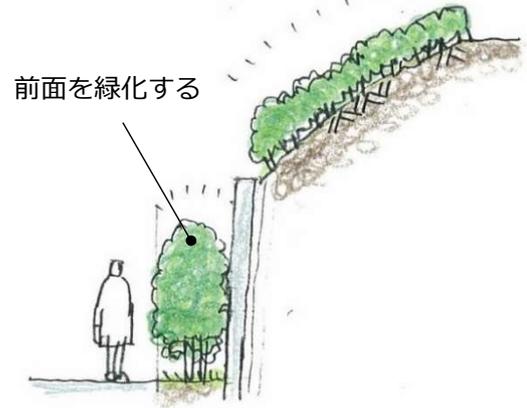
- 現況の地形ラインと樹林の保全
- 既存の地形を生かした造成を行う
- 長大な擁壁が生じないようにする
- 高さのある垂直の擁壁を避け、分節して緑と組み合わせる
- 擁壁・法面は道路から後退した位置に設け、後退部を緑化
- 自然石と緑を組み合わせた擁壁



法面と組み合わせる



法面と組み合わせる



地形を大きく改変することを避けるとともに、法面の植生の回復を図っている。



地形の起伏を活かして造成した住宅地。



擁壁の前面に植栽スペースを確保し、圧迫感を軽減するとともに、交差点部分にアクセス路を設け、まちに開かれた印象を与えている。



■屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (国道464号沿道地区)

●景観形成基準

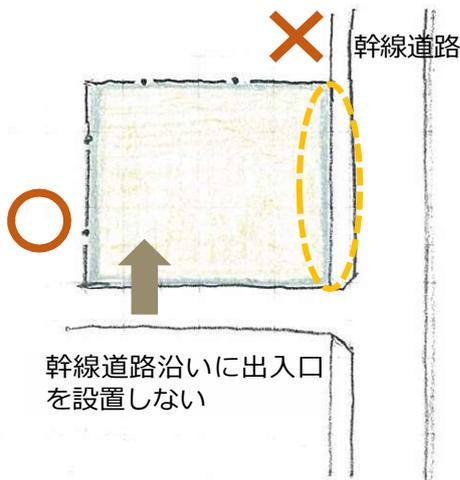
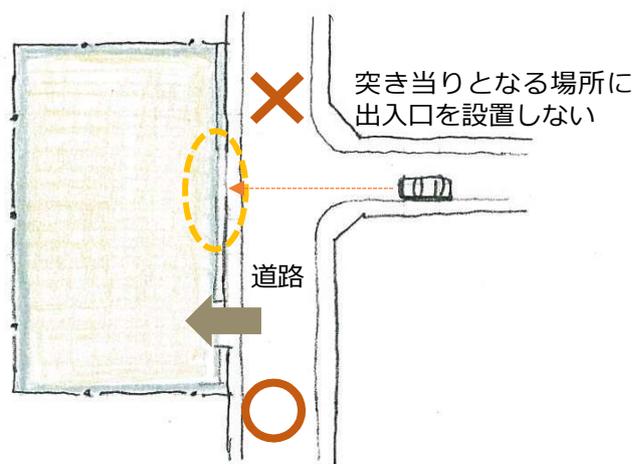
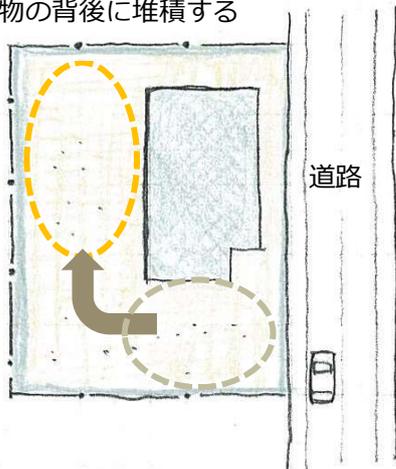
- 国道464号等の公共空間からの見え方に配慮した配置とし、国道464号側には、できる限り出入口を設けない。やむを得ず出入口を設ける場合は、交差点を避けるなど、出入口の位置・数・幅を工夫し、目立たないようにするものとする。
- 堆積は雑然とした印象を与えないよう整然と積み上げ、高さはできる限り低くする。
- 計画地の周囲は、自然素材等の周辺の景観との調和に配慮した素材、色彩の塀・柵等による遮蔽や緑化を図り、堆積物が目立たないようにするものとする。特に国道464号沿道においては、緑化を図るものとする。
- 塀・柵等の形態意匠、色彩、素材は、周辺の景観と調和のとれたものとする。

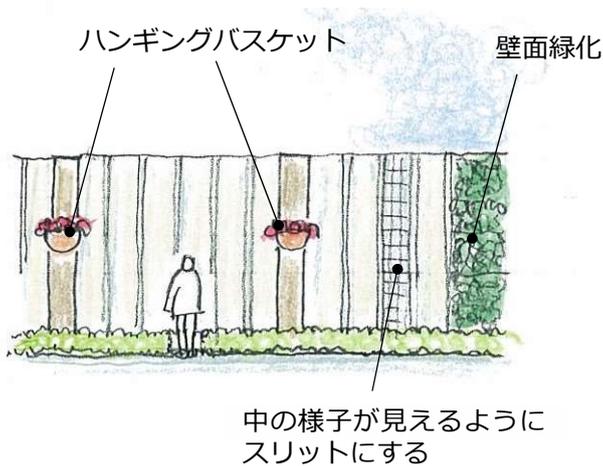
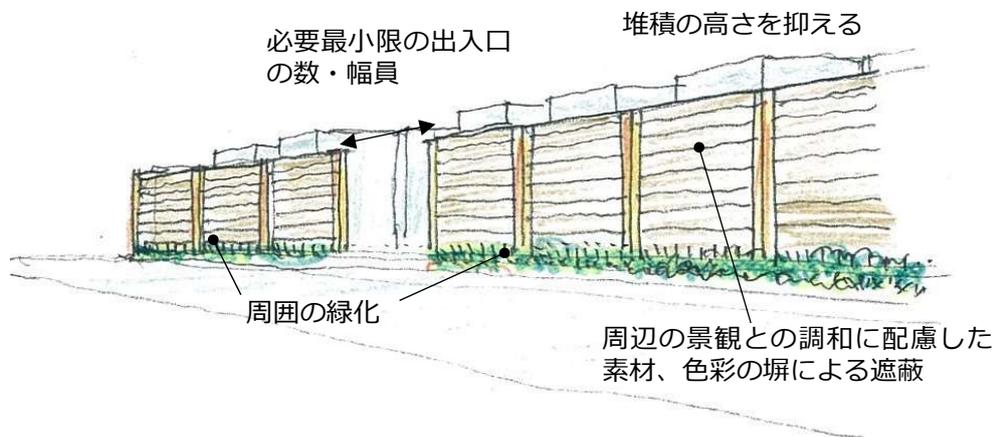
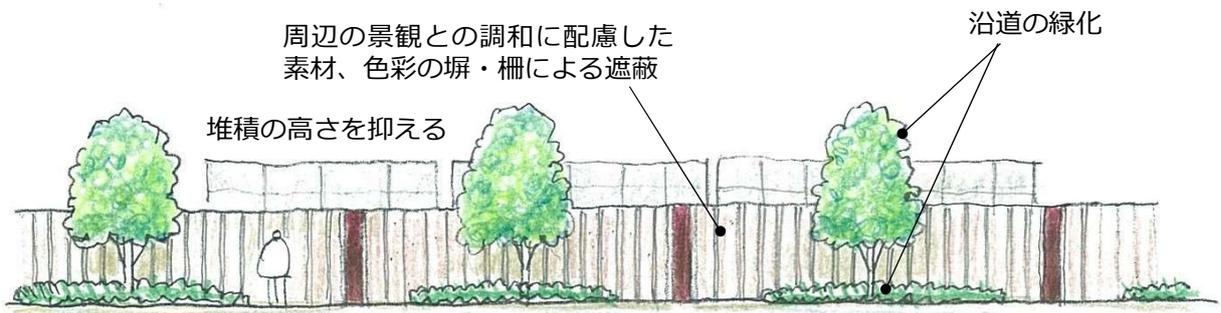
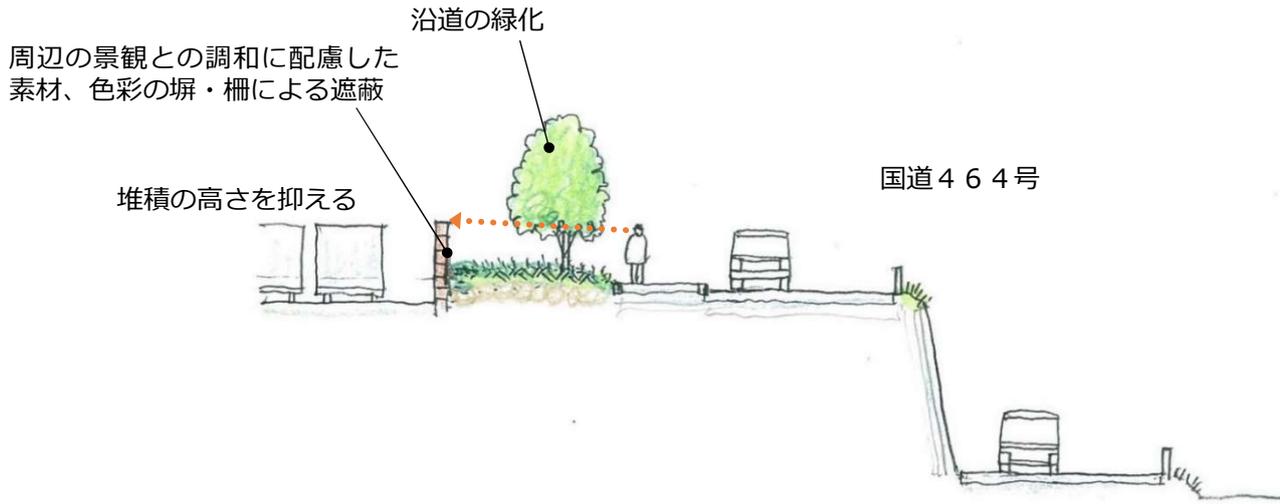
●景観形成の考え方

- ・高さのある堆積は、圧迫感を高め、景観を阻害しやすくなります。できるだけ低く、煩雑な印象を与えないような堆積をしてください。
- ・出入口は、道路から内側が直接見えないような位置や幅員にしてください。
- ・周辺の景観と調和する塀や柵、生垣などにより、圧迫感や違和感を緩和させるようにしてください。

- 堆積の高さの抑制
- 必要最小限の出入口の数・幅員
- 道路から後退させ、後退部の沿道の緑化
- 周辺の景観との調和に配慮した素材、色彩の塀・柵による遮蔽

建物の背後に堆積する





■木竹の伐採（国道464号沿道地区）

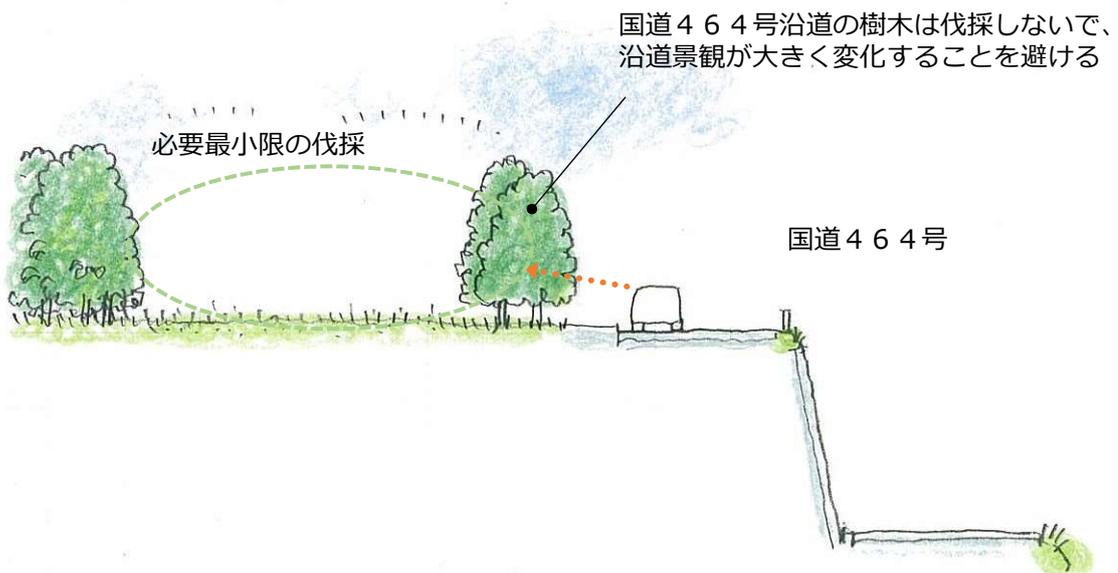
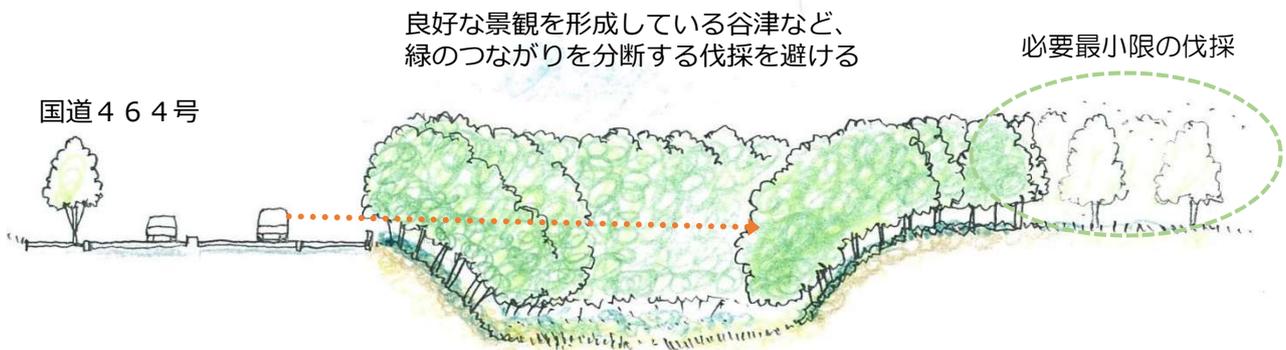
●景観形成基準

- 伐採は必要最小限に抑える。
- 国道464号から望見できる部分の樹木やスカイラインを形成する樹木は伐採しないなど、周辺の緑とのつながりを確保するものとする。
- 伐採後は、周辺の植生と調和のとれた植栽を行うものとする。

●景観形成の考え方

- ・ 木竹の伐採は、周辺の緑の景観が伐採によって大きく変わらないよう伐採の規模は最小限とし、景観上重要な樹木・樹林の伐採は避けてください。
- ・ 伐採後の樹木の植栽は、周辺の樹林等に配慮するとともに連続性が確保できるようにしてください。

- 良好な景観を形成している樹木・樹林の保全・活用
- 良好な景観の谷津など、緑のつながりの分断を避ける
- 国道464号沿道の樹木は伐採しないで沿道景観の大きな変化を避ける
- 必要最小限の伐採



■屋外広告物

屋外広告物は、景観条例に基づき、一定規模のものは市長との協議が必要です。

●景観形成配慮指針

- 地色（表示面積の1/3以上を占める色彩）は、以下のとおりとする。ただし、切り文字・箱文字^{※1}とするものについては、この限りでない。

暖色系（R・Y R・Y系）	彩度10以下
寒色系他（GY・G・BG・B・PB・P・RP系）	彩度6以下

- 屋外広告物を掲出するポール等の支持物の色彩は、落ち着いたものとする。
- 国道464号等の道路や鉄道からの見え方に配慮し、自然景観や田園景観、沿道景観を阻害しない表示位置・大きさとする。
- 煩雑な印象が生じるようなデザインは避け、数量は必要最小限とする。
- コーポレートカラーやロゴでも、表示位置や大きさ、色彩の工夫等により、周囲の景観との調和や、品のある景観づくりを心がける。
- 建築物の屋上や壁面に設置する屋外広告物は、建築物と一体的なデザインを検討する。
- 複合施設の場合、テナント相互で集合化・集約化を図るなど、大きさ、掲出方法やデザイン等について調整する。
- デジタルサイネージ等の可変表示式屋外広告物^{※2}は、周辺のまち並みとの調和を図り、過度な点滅・動光等を避ける。
- 窓面の内側から屋外に向けて表示する広告物等は、窓をふさぐように表示することを避けるとともに、窓面から離して設置する。

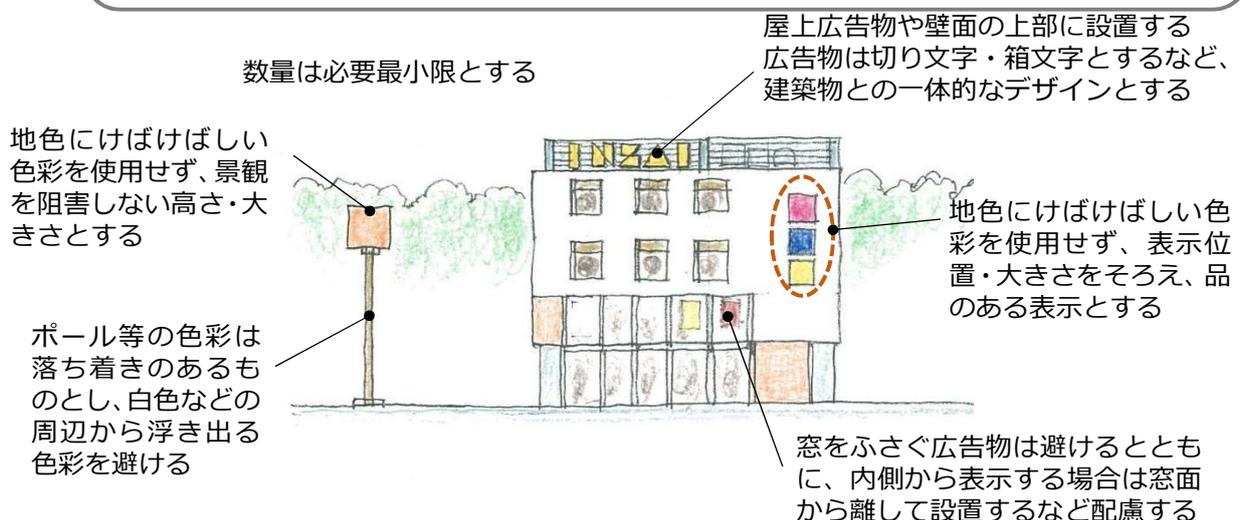
※1 切り文字・箱文字…切り文字は、板やシートを切り抜いて作成した文字等のこと。箱文字は、金属板等に箱状になるように厚みをつけて作成した立体的な文字等のこと。

※2 可変表示式屋外広告物…自ら発光して常時表示の内容を変えることができる屋外広告物及び点滅する屋外広告物

●景観形成の考え方

- ・ 自然景観や田園景観、沿道景観などを阻害することのないよう、表示する位置や大きさに配慮してください。
- ・ 要素が多く煩雑な印象を与えるデザインや同じ内容が繰り返された広告物は、景観に不安定なイメージを与え、落ち着きがなくなるほか、かえって広告物としての効果が低下します。
- ・ レーザー光線やネオンサインなどの過度に点滅するものを避けるなど、夜間の景観にも配慮する。

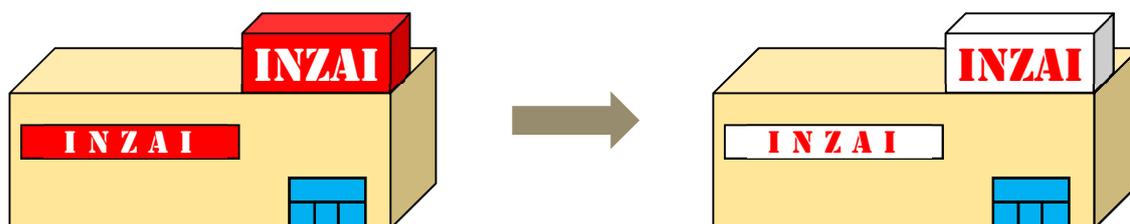
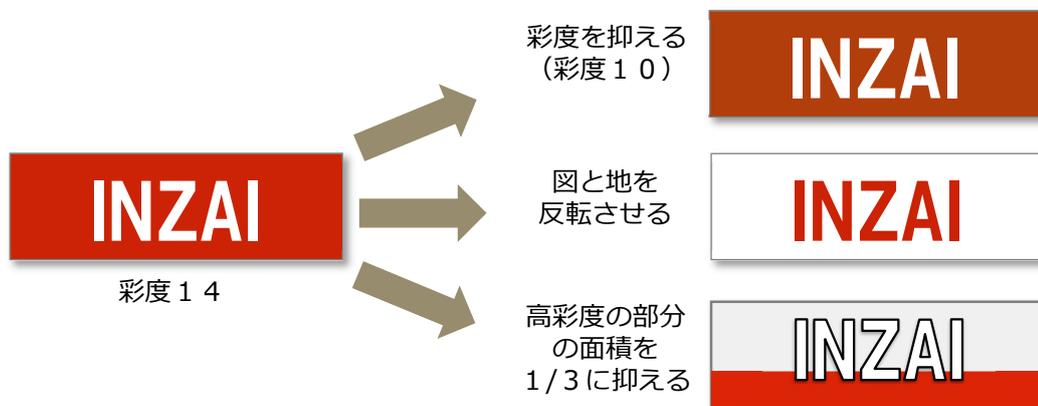
- 設置する数量は必要最小限とする
- 建築物との一体的なデザイン
- 地色にけばけばしい色彩の使用をさける
- 窓をふさぐ広告物は避ける
- 夜間の景観に配慮する



●景観形成配慮指針

□ 地色（表示面積の1/3以上を占める色彩）は、以下のとおりとする。ただし、切り文字・箱文字とするものについては、この限りでない。

暖色系（R・YR・Y系）	彩度10以下
寒色系他（GY・G・BG・B・PB・P・RP系）	彩度6以下



図と地を反転させ、高彩度の部分の面積を小さくし、調和を図っている。

- 屋外広告物を掲出するポール等の支持物の色彩は、落ち着いたものとする。
- 国道464号等の道路や鉄道からの見え方に配慮し、自然景観や田園景観、沿道景観を阻害しない表示位置・大きさとする。
- 煩雑な印象が生じるようなデザインは避け、数量は必要最小限とする。
- コーポレートカラーやロゴでも、表示位置や大きさ、色彩の工夫等により、周囲の景観との調和や、品のある景観づくりを心がける。
- 建築物の屋上や壁面に設置する屋外広告物は、建築物と一体的なデザインを検討する。
- 複合施設の場合、テナント相互で集合化・集約化を図るなど、大きさ、掲出方法やデザイン等について調整する。
- デジタルサイネージ等の可変表示式屋外広告物は、周辺のまち並との調和を図り、過度な点滅・動光等を避ける。
- 窓面の内側から屋外に向けて表示する広告物等は、窓をふさぐように表示することを避けるとともに、窓面から離して設置する。



地色を白とし、ポールの色彩も落ち着いたものとし、すっきりとした印象を与えている。



全体的に落ち着いた色彩でまとめている。



鮮やかな色彩の箱文字による広告物が、楽しいイメージを創出している。



コーポレートカラーを用いず、周辺の緑と調和する色彩に配慮している。



壁面緑化と組み合わせ、色彩も配慮することにより、煩雑さを感じさせない。



広告物の設置位置をそろえることで、秩序のあるイメージをつくり出している。



屋上設備を遮蔽する囲いと広告物を一体的にデザインしている。



広告物を集合化することで煩雑な印象を与えないように配慮している。



屋内に設置する広告物を窓面から離すことで印象をやわらげている。

4 参考資料

色彩基準に係る資料

1) 色と色彩について

色を表す体系を「表色系」と言います。ここでは日本工業規格 (JIS) の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いることとします。

なお、色と色彩は同義語ですが、本市の景観計画等においては色彩を基本として用いることとします。

①色相 (色合い)

色相は「色合い」のことを言います。色相の分割は、赤 (R)、黄 (Y)、緑 (G)、青 (B)、紫 (P) の主要5色相と、それぞれの間にとった黄赤 (YR)、黄緑 (GY)、青緑 (BG)、青紫 (PB)、赤紫 (RP) の10色を環状に循環させて並べ (図1の外側の表示)、さらにそれぞれの間を1～10までに10分割し、色相全体を10に分割 (図1では省略) することができます。

②明度 (明るさ)

明度は色の「明るさの度合い」のことを言います。その度合いは、数値で表し、明るくなるにつれて数値が高く、暗くなるにつれて低くなります (図2の縦軸、図3のAとB)。

③彩度 (鮮やかさ)

彩度は色の「鮮やかさの度合い」のことを言います。その度合いは数値で表し、鮮やかになるにつれて数値が高く、鈍くなるにつれて低くなります (図2の横軸、図3のCとD)。

なお、無彩色 (白、灰、黒) は、彩度は0で明度の数値のみで表します。

図1：マンセル色相環



図2：5Rの分布 (1断面を示す)
(「ライト色立体マンセル」より)

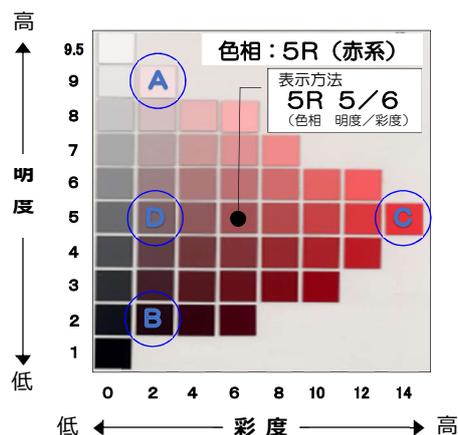
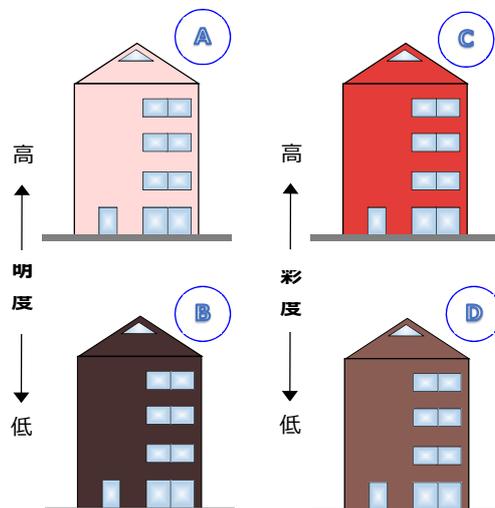


図3：明度と彩度の高・低の例示
(上記の図2にAからDの位置を示す)



2) 色彩基準

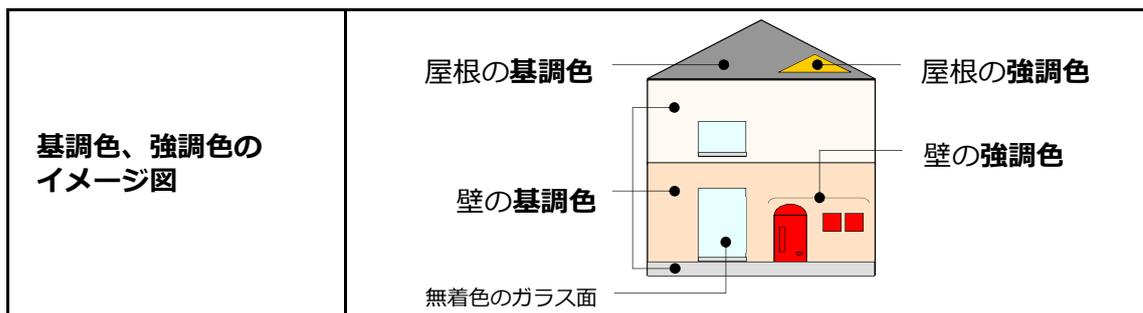
① 基調色、強調色の区分

● 基調色

基調色は、外壁面、屋根面それぞれの大部分を占める色彩です。当該施設の印象を高める要素となります。

● 強調色

強調色は、外壁面、屋根面それぞれの一部分を占める色彩です。当該施設の特徴を高める要素となります。



② 基調色と強調色の割合

一般地区、国道464号沿道地区について、該当する住居等景観ゾーン（住居景観ゾーン、工業景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン、台地の緑景観ゾーン、水辺景観ゾーン）、商業・業務景観ゾーンに、外壁面、屋根面それぞれの基調色と強調色の割合を次のように定めます。なお、無着色のガラス面等は除くものとします。

区分	景観ゾーン	基調色	強調色
一般地区	住居等景観ゾーン	90%以上	10%以下
	商業・業務景観ゾーン	80%以上	20%以下
国道464号沿道地区	住居等景観ゾーン	90%以上	10%以下
	商業・業務景観ゾーン	85%以上	15%以下

③ 色彩基準の適用

色彩基準は、建築物の新築等、工作物の新設等、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積における塀・柵等の遮蔽物の色彩について適用するものとします。

なお、以下の場合については、色彩基準の適用は除外します。

- 安全確保等の観点から、他の法令で色彩が規定されているもの
- 伝統的素材や自然素材、着色を施していない石、土、レンガ、ガラス（過度に反射するものを除く）等
- 地域で親しまれ重要な景観資源となっているもの（文化財、歴史的な寺社等）
- 特定の地区などにおいて、独自の色彩基準が定められているもの
- その他、市長が認めるもの

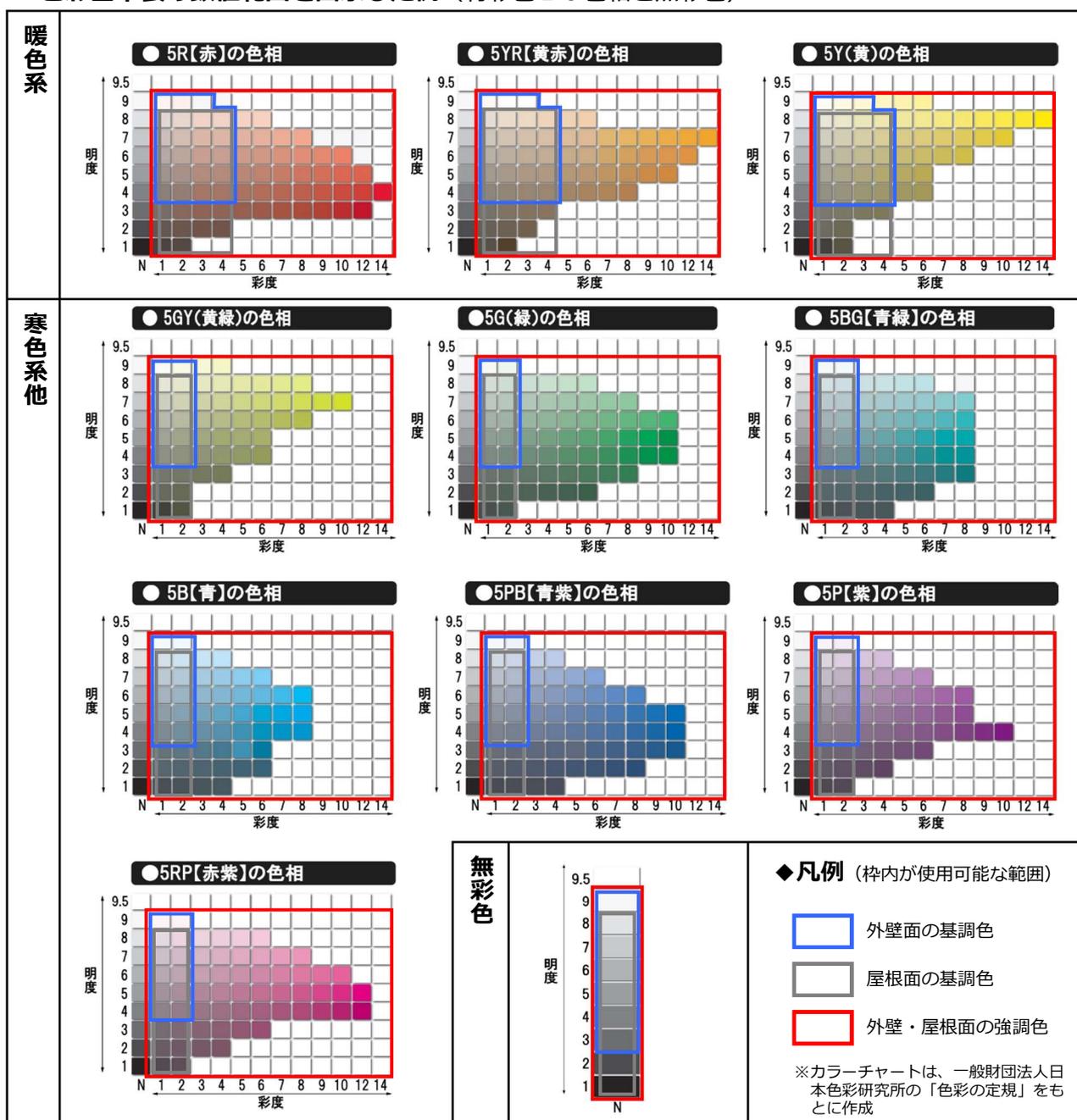
〈一般地区〉住居等景観ゾーン（住居、工業、田園・集落、台地の緑、水辺の各景観ゾーン）

■色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁面	8 超～9 以下	3 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
	屋根面	4 以上～8 以下	4 以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁面	4 以上～9 以下	2 以下		
	屋根面	1 以上～8 以下	2 以下		
無彩色 (N)	外壁面	3 以上～9 以下	—	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	—		—

※表の部位は建築物を対象としている。工作物についてはこれらに同等の部位とする。

■色彩基準表の数値範囲を図示した例（有彩色10色相と無彩色）



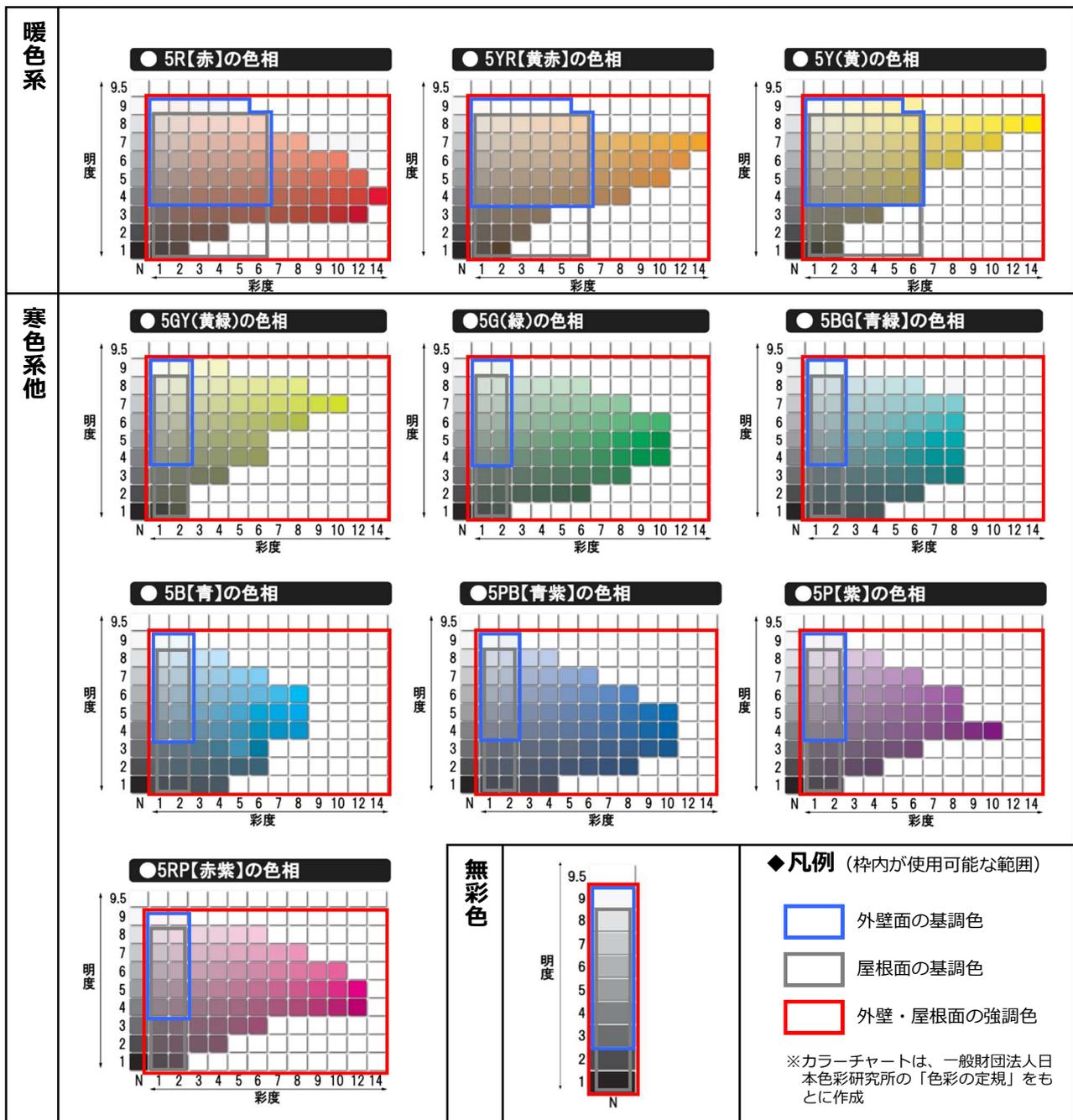
〈一般地区〉商業・業務景観ゾーン

■色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁面	8 超～9 以下	5 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
	屋根面	4 以上～8 以下	6 以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁面	4 以上～9 以下	2 以下		
	屋根面	1 以上～8 以下	2 以下		
無彩色 (N)	外壁面	3 以上～9 以下	—	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	—		—

※表の部位は建築物を対象としている。工作物についてはこれらに同等の部位とする。

■色彩基準表の数値範囲を図示した例（有彩色10色相と無彩色）



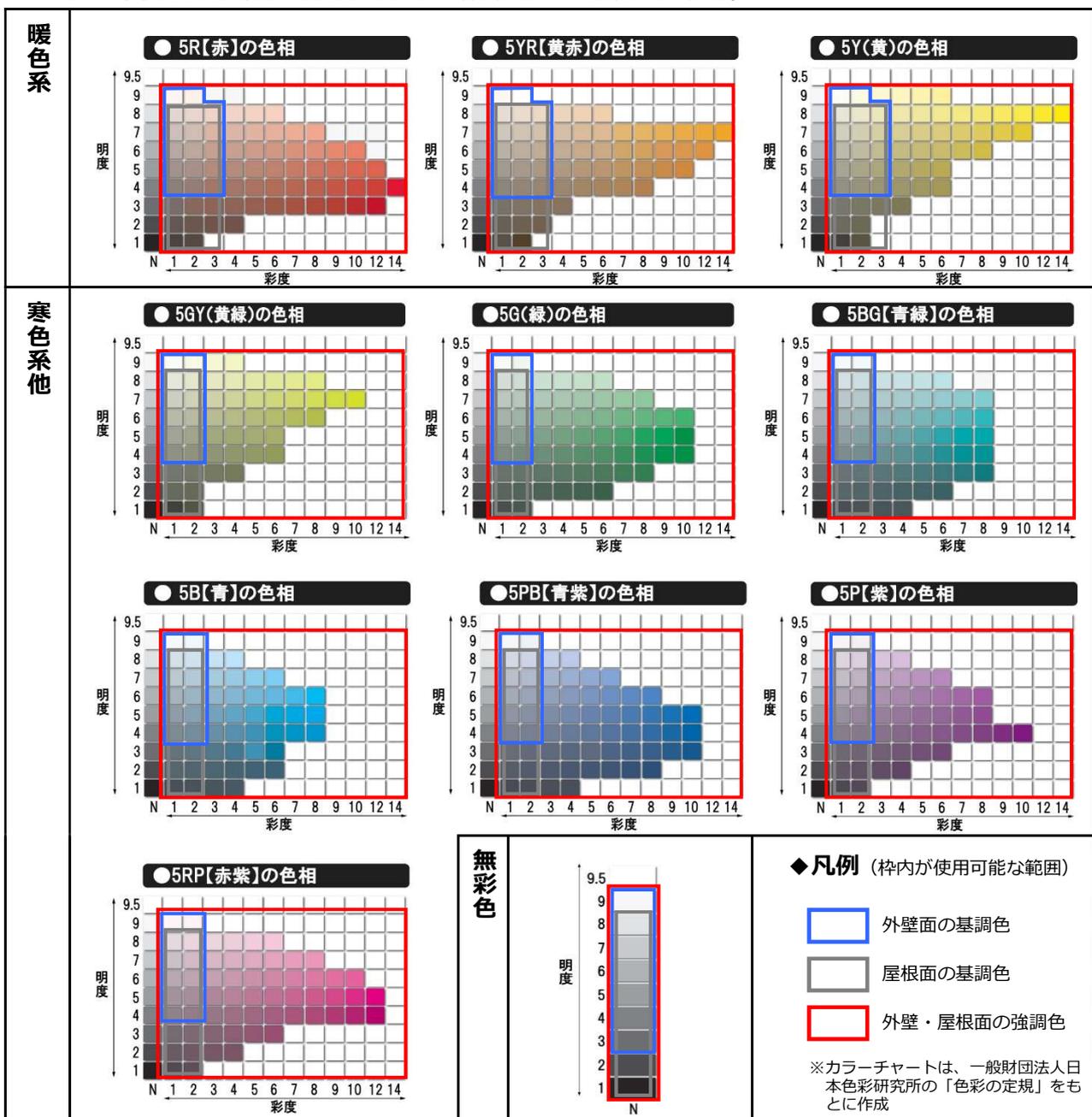
〈国道464号沿道地区〉住居等景観ゾーン（住居、田園・集落、台地の緑、水辺の各景観ゾーン）

■色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁面	8超～9以下	2以下	1以上～9以下	14以下
	屋根面	4以上～8以下	3以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁面	4以上～9以下	2以下		
	屋根面	1以上～8以下	2以下		
無彩色 (N)	外壁面	3以上～9以下	—	1以上～9以下	—
	屋根面	1以上～8以下	—		—

※表の部位は建築物を対象としている。工作物についてはこれらに同等の部位とする。

■色彩基準表の数値範囲を図示した例（有彩色10色相と無彩色）



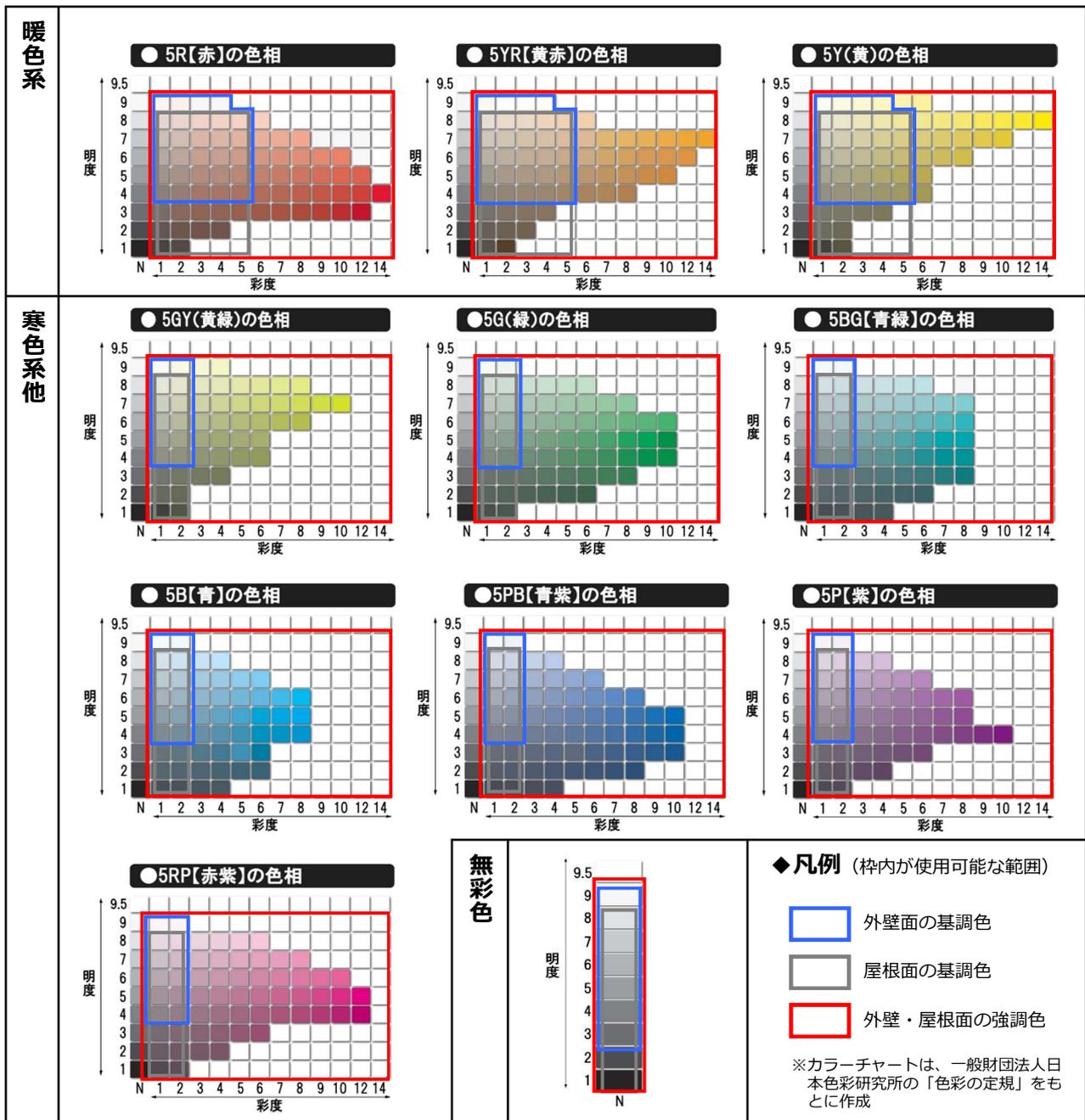
〈国道464号沿道地区〉商業・業務景観ゾーン

■色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁面	8超～9以下	4以下	1以上～9以下	14以下
	屋根面	4以上～8以下	5以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁面	4以上～9以下	2以下		
	屋根面	1以上～8以下	2以下		
無彩色 (N)	外壁面	3以上～9以下	—	1以上～9以下	—
	屋根面	1以上～8以下	—		—

※表の部位は建築物を対象としている。工作物についてはこれらに同等の部位とする。

■色彩基準表の数値範囲を図示した例（有彩色10色相と無彩色）



印西市景観計画ガイドライン

2020（令和2）年2月 発行

編集・発行 印西市都市建設部都市計画課計画係

〒270-1396

千葉県印西市大森2364-2

☎ 0476-42-5111（代表）

☎ 0476-33-4653（直通）





印西市マスコットキャラクター
「いんざい君」